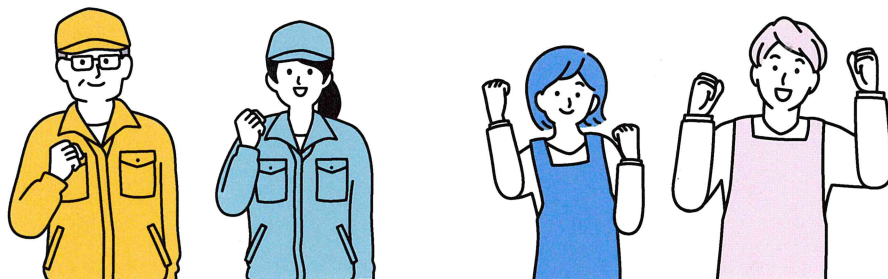
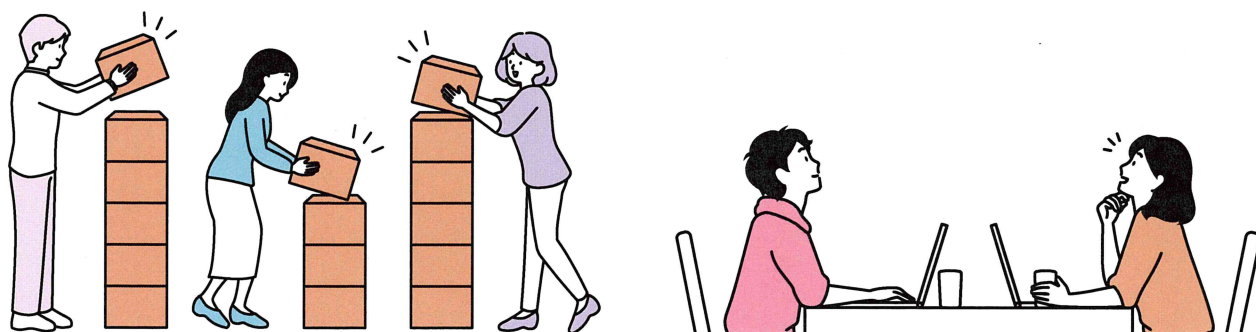


# 福山市 男女共同参画基本計画 (第5次)



一人一人が尊重され、  
個性と能力を生かせるまち

2023年(令和5年)4月

福山市



# はじめに



人口減少・少子高齢化の進行による家族のあり方や働き方・暮らし方の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中であって、誰一人取り残されることのない「安心と希望の都市」の実現をめざすためには、誰もがその人権を尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が極めて重要です。

本市では、2002年（平成14年）に施行した「福山市男女共同参画推進条例」に基づき、これまで4次にわたり「福山市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に様々な取組を推進してきました。その成果は着実に現れていますが、社会全体での男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識は、依然として根強く残っています。

更に、新型コロナウイルス感染症の流行で、テレワークなど多様で新しい働き方の可能性が広がる一方、配偶者等からの暴力や女性の雇用への影響などの課題が顕在化し、男女共同参画の重要性を改めて認識させられることとなりました。

こうした背景を踏まえ、今後5年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「福山市男女共同参画基本計画（第5次）」を策定しました。

本計画に基づき、市民、事業者、関係団体が互いに連携して取り組み、「一人一人が尊重され、個性と能力を生かせるまち」を実現してまいりたいと考えています。皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました福山市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通じて多くの貴重なご意見をいただきました市民の皆様や事業者、関係団体の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

2023年（令和5年）4月

福山市長 枝広 直幹

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	2
2 策定の背景.....	3
3 策定の経過.....	5
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1 基本理念.....	8
2 計画の実現すべき姿と基本目標.....	9
3 計画の位置付け.....	9
4 計画の期間.....	11
5 計画の体系.....	12
第3章 計画の内容.....	13
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり.....	14
基本目標Ⅱ 政策等の立案決定への男女共同参画の促進.....	21
基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進（福山市女性活躍推進計画（第2次））.....	28
基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶（福山市DV対策基本計画（第3次））.....	39
基本目標Ⅴ だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり.....	44
第4章 計画の推進.....	55
1 推進体制.....	56
2 関係機関、市民、民間団体等との連携・協働.....	56
3 計画の進行管理.....	57
第5章 主な指標と目標値.....	59
参 考 資 料.....	63
1 策定経過.....	64
2 関係法令.....	65
3 福山市男女共同参画審議会委員名簿.....	107
4 男女共同参画に向けた国内外の動き.....	108
5 用語解説.....	115

# 第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 策定の背景
- 3 策定の経過

# 1 策定の趣旨

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題と位置付けられました。

本市においては、2002年（平成14年）に「福山市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、2003年（平成15年）には、この条例に基づいて「福山市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の展開を図ってきました。その後、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、2008年（平成20年）には「福山市男女共同参画基本計画（第2次）」、2013年（平成25年）には「福山市男女共同参画基本計画（第3次）」、2018年（平成30年）に「福山市男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、毎年度進捗状況を把握しながら各種施策を推進してきました。

最初の計画の策定から20年が経過し、男女の地位は平等と思う人の割合の増加や、市の審議会等への女性参画率の向上、地域で男女共同参画を推進する団体と市との協働で男女共同参画の啓発活動等が展開されるようになるなど、男女共同参画社会の実現に向けた着実な歩みが見受けられます。

一方で、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、とりわけ女性への影響が深刻であることが指摘されています。女性の就業者が多いサービス業や非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が悪化したほか、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）や女性の貧困等がコロナ下で可視化され、男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化しました。家族の姿は変化し、人生は多様化しており、こうした変化・多様化に対し、男女の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等もあわせて見直されることが求められています。

さらには、世界経済フォーラムが報告したジェンダーギャップ指数2022では、我が国は調査対象となった世界146か国中116位であり先進国の中でも大きく遅れをとっています。これらのことから、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速させていく必要があります。

このような男女共同参画の動きを捉え、本市では現行計画の計画期間の満了にあたり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後のめざす姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「福山市男女共同参画基本計画（第5次）」を策定します。

## 2 策定の背景

### (1)国の動き

我が国の男女共同参画への取組は、1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機としたその後10年間の「国内行動計画」の策定から、「男女雇用機会均等法」の制定、「女子差別撤廃条約」の批准を経て、1999年（平成11年）6月、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が公布、施行され、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。5年ごとに見直しを行いながら、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、推進体制の整備・強化が図られ、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が2020年（令和2年）12月25日に閣議決定されました。

第5次計画の策定にあたり、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から、めざすべき社会として改めて次の4つが提示されました。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、基本的な視点と取り組むべき事項等として次のとおり示しています。

○これからの男女共同参画に係る課題は、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」として、また個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」として、2つに要約することができる。

○男女共同参画の推進は、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であると考えられる。

○諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差が広がられている。まずは、諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある。

○地方においても、男女共同参画の取組が不十分な地域は、特に女性を中心として人材流出が続く可能性がある。

○今が、一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるとの認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。

## (2)福山市の取組状況

本市では、1993年（平成5年）に「福山市女性行動プラン策定懇話会」や「福山市女性行政推進会議」を設置しました。その後、1995年（平成7年）に「ふくやま女性プラン」を策定、2002年（平成14年）に、男女共同参画推進の基本理念や基本的な施策を定めた「福山市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、2003年（平成15年）に条例に基づく計画として、「福山市男女共同参画基本計画」を策定し、福山市男女共同参画センター（愛称：イコールふくやま）を開所しました。以来、4次にわたって基本計画を見直しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的・計画的に推進してきました。2023年度（令和5年度）には、市民の利便性等を踏まえて福山市男女共同参画センターの機能を市本庁舎へ移管することで、相談・啓発等の充実を図ります。

2018年度（平成30年度）からの第4次計画における指標の進捗状況では、主に次のような成果がみられました。

### ●第4次計画における主な成果●

- ① 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合が増加した。（2016年度：60.6%→2021年度：73.0%）
- ② 市職員の管理職に占める女性の割合が増加した。  
（2017年度：15.8%→2022年度：18.8%）
- ③ 男性市職員の育児休業取得率が上昇した。  
（2016年度：6.9%→2021年度：28.3%）
- ④ ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者数が増加した。  
（2016年度：54件→2021年度：137件）
- ⑤ 「この地域で子育てをしたいと思う親」の割合が増加した。  
（2016年度：88.8%→2021年度：94.7%）
- ⑥ 「ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う人」の割合が増加した。  
（2017年度：37.4%→2021年度：46.2%）
- ⑦ 放課後児童クラブ全所で、全学年受け入れ実施となった。

### ●第4次計画における指標・目標値の進捗状況●

設定した指標	達成	改善	未改善	評価不能	達成・改善した指標割合
19	9	2	6	2	64.7%



### 3 策定の経過

計画策定及び施策の推進にあたって、男女共同参画についての市民の意識実態を把握するため、18歳以上の市民を対象に、男女共同参画に関する市民意識調査を実施しました。また、市内の事業所における雇用及び就業の状況をはじめ女性の活躍状況等を把握するため、女性活躍推進に関する事業所アンケート調査を実施しました。これらの調査を、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の福山市の男女共同参画に関する施策の検討に活用しました。

また、庁内部署からなる福山市男女共同参画推進会議と、関係団体や市民等の参画による福山市男女共同参画審議会でもいただいた様々な意見を反映しながら計画をとりまとめました。

#### ●調査実施要領●

調査名	男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)	女性活躍推進に関する事業所アンケート調査(以下「事業所アンケート調査」という。)
対象	福山市在住の18歳以上の市民	福山市内に本社がある事業所
抽出方法	福山市住民基本台帳から3,000人を無作為抽出	福山市内に本社がある事業所から300事業所を無作為抽出
方法	郵送による配布, 郵送及びオンラインによる回答	
期間	2021年(令和3年)10月6日~31日	
配布数	3,000件	300件
回答状況	964件 有効回答率 32.1%	106件 有効回答率 35.3%



## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の実現すべき姿と基本目標
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の体系

# 1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国の最重要課題の1つであると同時に、市民一人一人の人権が大切にされ、住みやすさ、働きやすさが保障される「人間環境都市」をまちづくりの基本理念とし、「安心」と「希望」の都市づくりを進める上で極めて重要な課題です。

本市では、「福山市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる5つの基本理念に則り男女共同参画社会の実現に取り組みます。

## ●福山市男女共同参画推進の基本理念●

### (1)男女の人権の尊重

---

男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

### (2)社会における制度又は慣行についての配慮

---

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

### (3)政策等の立案及び決定への共同参画

---

男女が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

### (4)家庭生活、職業生活とその他の活動の両立

---

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができること。

### (5)国際的な取組との協調

---

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われること。

## 2 計画の実現すべき姿と基本目標

### 実現すべき姿

「一人一人が尊重され、個性と能力を生かせるまち」

### 基本目標

- I 男女共同参画の意識づくり
- II 政策等の立案決定への男女共同参画の促進
- III ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進
- IV 男女共同参画を阻害する暴力の根絶
- V だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり

## 3 計画の位置付け

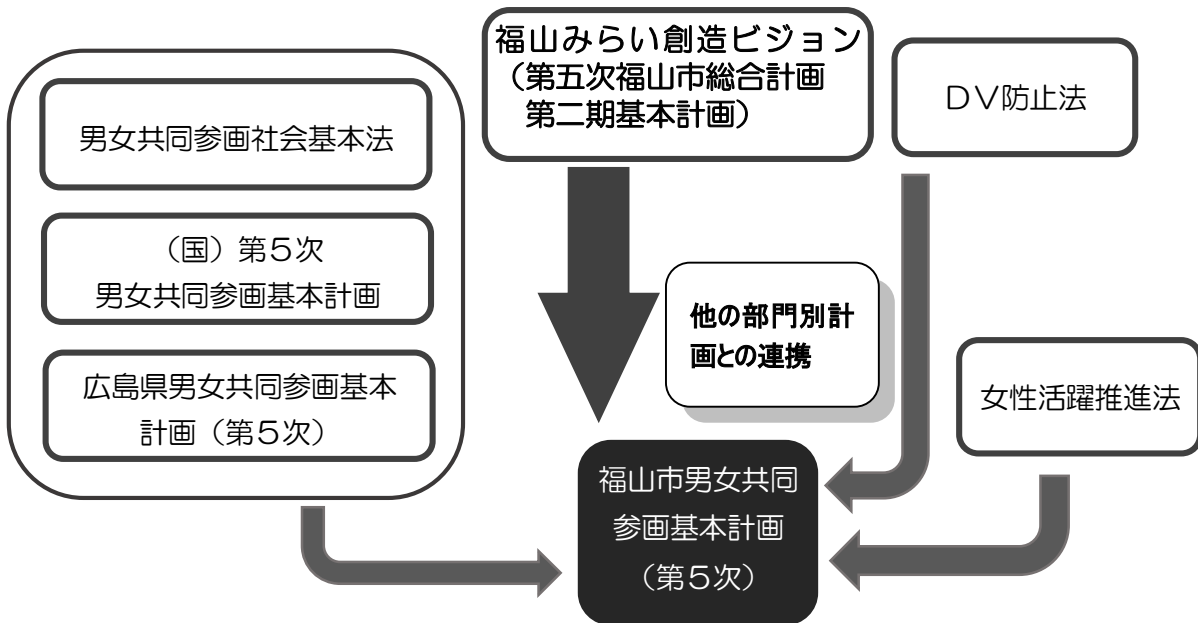
### (1) 計画の位置付けと各計画との関係

本計画は、「福山市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、この計画は、「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画 第二期基本計画）」を上位計画とし、他の部門別計画と連携し、市の各部門の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えます。また、策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」、 「広島県男女共同参画基本計画（第5次）」を踏まえて策定します。

なお、本計画の「基本目標Ⅲ」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付け、「福山市女性活躍推進計画（第2次）」とします。あわせて、「基本目標Ⅳ」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付け、「福山市DV対策基本計画（第3次）」とします。

●計画の位置付け●



(2)SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年(平成27年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、2030年(令和12年)までの世界共通の持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールが定められています。同アジェンダの前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性・女の子のエンパワーメントを達成することをめざす」とあるように、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的といえます。

そして、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントはすべてのゴールに関わっており、すべてのゴールの進展に重要な貢献をする手段です。それぞれのゴールの達成に向けては、男女共同参画の視点、ジェンダーの視点を基本に、男女に及ぼす影響を評価するプロセスをもって、すべての政策・施策・事業を企画・実施すること(ジェンダーの主流化)がゴールの達成につながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●SDGsのゴールとジェンダー平等の関わり(内閣府資料より)●



性別による差別をなくし、女性と男性が対等に、権利、機会、責任を分かち合える社会を作ること、女性・女の子が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられるようにする。



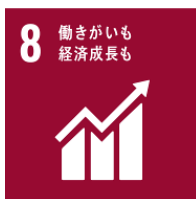
性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。

→自分の身体に関することを自分で決め、望まない妊娠を防ぐことができるようにすることは、女性の健康と権利を守るためにとても重要です。



すべての女の子と男の子が平等に無償で質の高い教育を、高校まで受けることができるようにする。

→日本は未だに大学進学率や学部ごとの学生数に男女差があります。すべての女性と男性が大学等の希望する進路に進学できるようにすることは、一人一人が性別にかかわらず活躍するための大きな力ギとなります。



若者や障がいのある方を含むすべての女性と男性にとって、働きがいのある仕事や、同じ仕事には同じ賃金が与えられるようにする。

→職場でセクハラを受けたり妊娠や子育てを理由に嫌がらせを受けないようにすることや、女性と男性の給料の格差をなくすことが重要です。



すべての暴力と暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

→女性に対する暴力は人権侵害であり、決して許されません。被害女性を身体的・精神的に傷つけ、安心して生活することが難しくなってしまいます。

## 4 計画の期間

計画期間は、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間とします。

## 5 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画の意識づくり	1 男女の意識変革の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 (2)男女共同参画に関する調査・研究の推進 (3)メディアにおける男女共同参画の推進 (4)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(5)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (6)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
Ⅱ 政策等の立案決定への男女共同参画の促進	3 政策等の意思決定過程からの男女共同参画の促進	(7)審議会等への女性の参画の推進 (8)女性の管理職等への登用 (9)女性の人材育成と情報提供
	4 地域における身近な男女共同参画の促進	(10)地域活動における男女共同参画の促進 (11)防災の分野における男女共同参画の促進
Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進（福山市女性活躍推進計画（第2次））	5 ワーク・ライフ・バランスの促進と暮らしの充実	(12)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の推進 (13)仕事と子育て・介護の調和に向けた就労環境の整備 (14)家庭生活における男女共同参画の促進 (15)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育て支援施策の充実
	6 働く場での女性活躍の推進に向けた支援	(16)女性活躍のための環境づくりの推進 (17)女性の働く場への参画促進と能力発揮の支援
	7 雇用・就業環境の向上	(18)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (19)多様な働き方・暮らし方の啓発と職場環境の向上
Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶（福山市DV対策基本計画（第3次））	8 男女間の暴力（DV）の防止と被害者支援の充実	(20)DV防止のための啓発活動の推進 (21)相談窓口の周知と相談体制の充実 (22)被害者の安全確保と自立支援 (23)関係機関との連携の強化
Ⅴ だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり	9 各種ハラスメント等の防止対策の推進	(24)各種ハラスメント防止対策の推進 (25)女性や子どもに対する性暴力等の防止対策の推進
	10 生涯を通じた健康支援	(26)生涯を通じた健康増進対策の推進 (27)妊娠・出産等に関する支援 (28)心身の健康問題についての対策の推進
	11 すべての市民が多様性を尊重して共生する環境の整備	(29)子ども・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備 (30)外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚 (31)女性・子ども・性的マイノリティ等の人権の尊重 (32)困難・課題を抱える人への支援の充実
計画の推進		推進体制 関係機関，市民，民間団体等との連携・協働 計画の進行管理



## 第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅱ 政策等の立案決定への男女共同参画の促進
- 基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進  
(福山市女性活躍推進計画(第2次))
- 基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶  
(福山市DV対策基本計画(第3次))
- 基本目標Ⅴ だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

自らの意思に基づき個性と能力が十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を実現するためには、男女がお互いを認め合い、尊重し、「男だから、女だから」ということで生き方や働き方を制限されることなく、多様な生き方等を主体的に選択できる「男女共同参画社会」の実現が極めて重要です。

しかしながら、長年にわたり人々の中に刷り込まれてきた、固定的な性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が私たちの生活の中に根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因の一つとなっています。このため、一人一人が自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、性別や年齢、ライフステージにかかわらず、自らの意思による多様な生き方の選択につながるように、さらなる啓発の充実と多様な学びの環境づくりを推進していきます。

### 重点目標1 男女の意識変革の促進

#### 【現状と課題】

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は、男女の多様な生き方や選択を制約し、女性の自立や能力発揮を妨げたり、男性の家事等日常生活での自立を妨げる原因になっており、男女共同参画社会を実現する上で、克服しなければならない課題です。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に反対が73.0%と、前回調査（60.6%）よりも12.4ポイント高まり、男女の固定的な性別役割分担意識は徐々に解消が進んできていることが見受けられますが、賛成は16.8%と、根強く残っていることが伺えます。

また、「様々な分野における男女の平等感」については、「平等になっている」割合が一番高かった分野が、「学校教育の場」で45.6%に留まっています。また全8項目中4項目（家庭、学校教育、政治、社会全体）において、前回調査よりも「平等になっている」割合が減少しており、本市においても男性の優遇感が高い状況が依然として見受けられます。

人々の意識に働きかけ、男女共同参画の考え方を根付かせるためには、様々な機会を通じた広報・啓発活動を、男性や若年層を含めたあらゆる層に対して積極的に継続的に行っていく必要があります。



男性の子育て講座

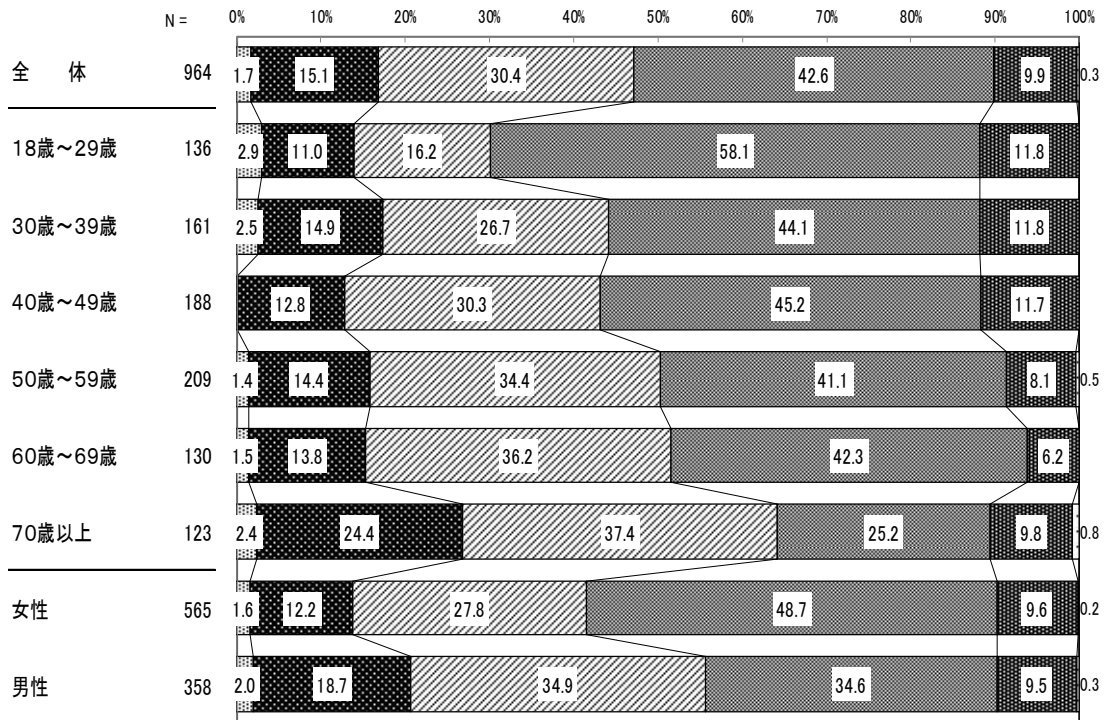


男女共同参画フォーラム講演会

●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」(市民意識調査)●

問2 結婚・家庭の考え②夫は働き妻は家庭を守る[%]

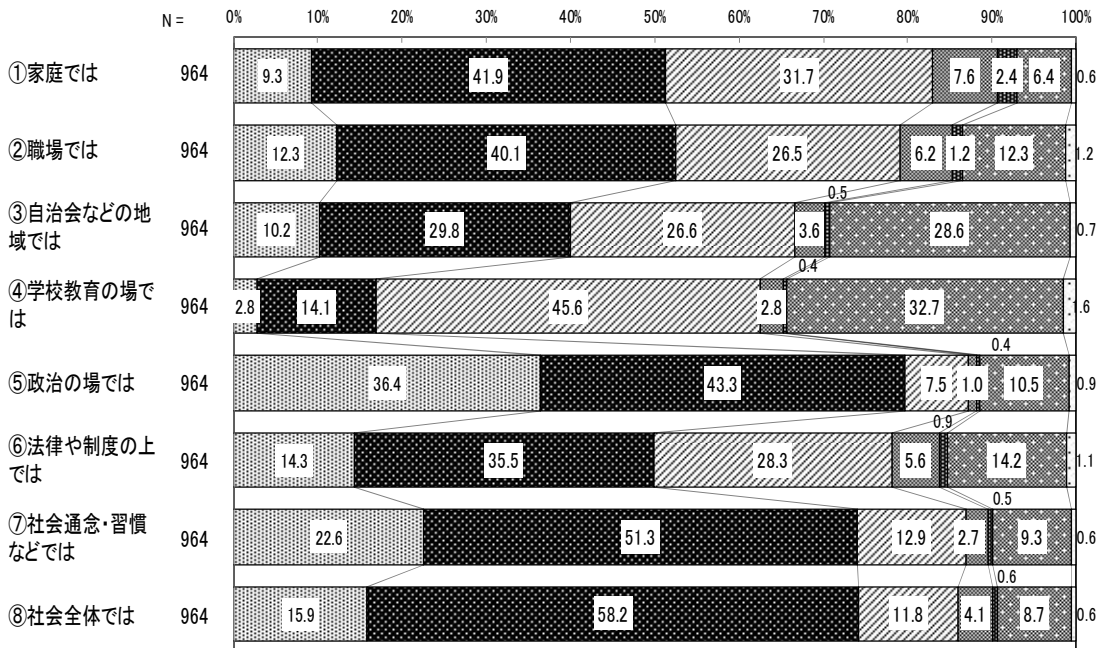
■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ▨ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない □ 無回答



●男女の平等感(市民意識調査)●

問1 男女の地位[%]

■ 男性のほうが非常に優遇されている ■ どちらかといえば男性のほうが優遇されている  
 ▨ 平等になっている ■ どちらかといえば女性のほうが優遇されている  
 ■ 女性のほうが非常に優遇されている ■ わからない  
 □ 無回答



## 【施策の方向】

### 施策の方向(1)男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が正しく理解されるよう、様々な機会や媒体を通じ、市民への男女共同参画の意識の普及・啓発に努めます。

また、教育・保育関係者が男女共同参画の考え方を理解した上で日常の教育・保育活動を行っていただけるように、教育・保育関係者に対する研修の実施を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①講座・セミナー等による意識啓発	男女共同参画を推進するための講座・セミナー等を開催します。	多様性社会推進課
	子育て応援センター及び拠点事業所の子育て講座において、男性を対象とした講座を開催し、子育てに関する相談・援助、子育てに関する情報提供を行います。	子育て応援センター ネウボラ推進課
②男性を対象とした講座・セミナーの充実	男性を対象とした男女共同参画を推進するための講座・セミナー等を開催します。	多様性社会推進課
	子育て応援センター及び拠点事業所の子育て講座において、男性を対象とした講座を開催し、子育てに関する相談・援助、子育てに関する情報提供を行います。	子育て応援センター ネウボラ推進課
③出前講座による企業等への啓発	企業や地域に出向いて男女共同参画に係る出前講座を実施します。	多様性社会推進課 産業振興課
④男女共同参画登録団体と協働した啓発	男女共同参画に関する活動をしている登録団体と協働し、啓発を実施します。	多様性社会推進課
⑤ふくやま人権大学による啓発	様々な人権問題を取り上げた講座を開設し、多様な角度から啓発内容を創造できる地域リーダーの養成に取り組みます。	多様性社会推進課
⑥NPOとの協働による啓発	人権交流センターの人権啓発・交流事業により啓発活動を行います。	多様性社会推進課
⑦福山市男女共同参画推進表彰の実施	男女共同参画の推進について、特に優れた取組を行っている事業者等を表彰するとともに、その取組内容を広く紹介します。	多様性社会推進課
⑧市職員への啓発	ダイバーシティ推進に向けた研修を実施します。	人材育成課
⑨保育関係者への研修の実施	男女共同参画の視点に立った教育・保育活動等が進められるよう、関係職員等を対象とした研修を実施します。	保育指導課
⑩教職員への研修の実施	人権の視点に立った教育活動が進められるよう、教職員等を対象とした研修を実施します。	学事課
⑪広報「ふくやま」、広報テレビ、市ホームページ等による広報・啓発	多様なメディアを活用した効果的な広報・啓発活動を行います。	情報発信課 多様性社会推進課
	性的マイノリティについて、広報紙や市HP等による広報・啓発の充実に努めます。	多様性社会推進課
⑫男女共同参画情報誌等による啓発	男女共同参画情報誌等を活用し、男女共同参画に関する理解を深めます。	多様性社会推進課

## 施策の方向(2)男女共同参画に関する調査・研究の推進

男女共同参画をめぐる状況や市民意識の的確な把握に向け、調査・研究を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①男女共同参画に関する図書等の整備・貸出し	市内の全図書館で、男女共同参画に係る資料を更新し、市民に新しい情報を提供します。	中央図書館
	男女共同参画に関する図書等を整備し、貸出しや情報提供を行います。	多様性社会推進課
②男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する国・県の取組等の最新情報を収集し、情報提供を行います。	多様性社会推進課
③市民意識調査等の実施	施策推進の基本資料とするため、市民意識調査等を実施します。	多様性社会推進課

## 施策の方向(3)メディアにおける男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの形成に大きな影響力を持っているメディアからの情報を、主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力（メディア・リテラシー）の向上を図る取組を推進します。あわせて、年齢に応じた携帯電話（スマートフォン）やインターネット等の正しい利用方法等の学習機会や情報提供を充実し、情報モラルの育成に努めます。

本市が作成する広報紙や刊行物等においては、人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①メディア・リテラシー向上のための講座・セミナーの開催	メディアからの情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるように講座・セミナーを開催します。	多様性社会推進課
②行政刊行物等における男女共同参画の視点に配慮した表現の促進	広報紙等、市の刊行物等における男女共同参画の視点に配慮した表現を推進します。	多様性社会推進課
③有害図書等から青少年を守る取組の推進	青少年の健全育成を図るため、地域における社会環境浄化の推進に努めます。	若者・くらしの悩み相談課
④広報ガイドラインを踏まえた広報活動の推進	庁内において同ガイドラインを周知するなど、適切な広報活動を推進します。	関係各課

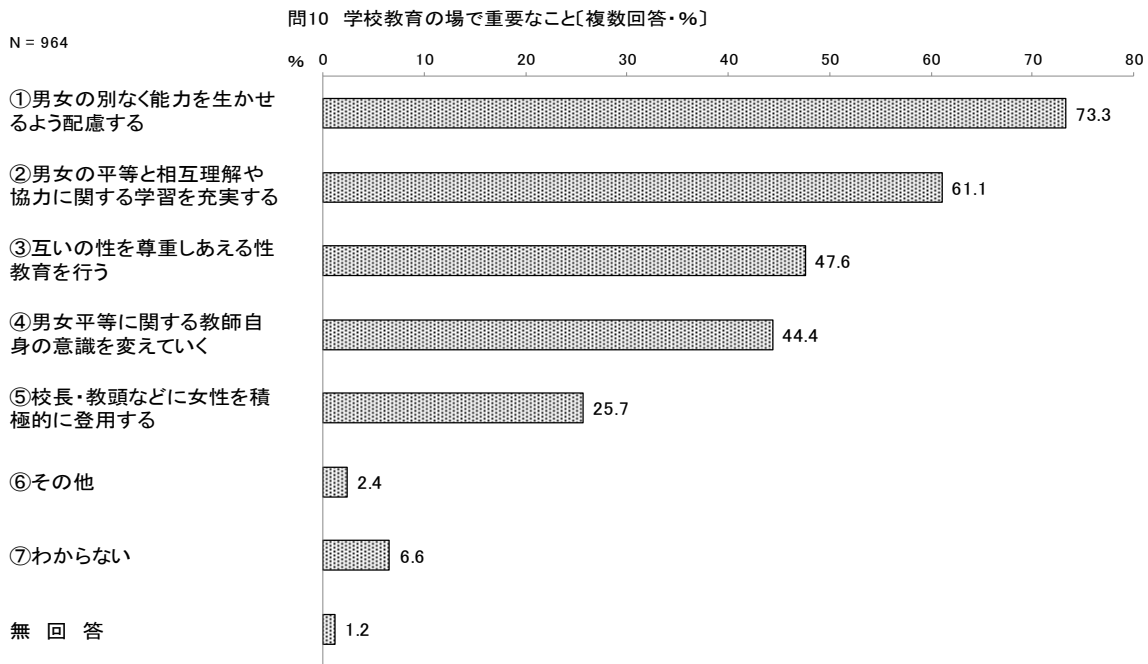
## 施策の方向(4)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の取組は、国際的な動きと密接に連動していることから、男女共同参画に関する国際規範や国際的動向について、情報の収集及び提供に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①男女共同参画に関する国際規範・基準等の情報収集・提供	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・整備や学習機会を提供し、市民の国際感覚を高めます。	多様性社会推進課
②世界の女性を取り巻く環境についての情報収集・提供と学習機会の提供	国際規範・基準や国際的動向についての国及び関係機関の図書や資料を情報コーナーに設置するとともに、それらに関する講座・セミナーを開催します。	多様性社会推進課



●男女共同参画の推進のため学校教育の場で重要なこと(市民意識調査)●



【施策の方向】

施策の方向(5)男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みは、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。このため、子どもの発達段階に応じて、日常活動の中で男女の相互理解・協力や男女平等の意識を育むとともに、性別にかかわらず一人一人の個性や能力を育み、主体的に進路を選択する力を身に付けるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①男女共同参画の視点に立った授業等の取組の推進	児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ等について、指導の充実を図ります。	学びづくり課
②学習教材の作成・活用	男女共同参画教育参考資料等を活用して指導の充実を図ります。	多様性社会推進課 学びづくり課
③男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	児童生徒に自己を認識し、自分の人生を選択・表現することができる力を身に付ける教育の推進を図ります。	学びづくり課
④職場体験等の体験活動の充実	自らの個性を、日々の授業等で身に付けた知識や技能を発揮し、新たな価値を創造する体験活動の充実を図ります。	学びづくり課
⑤教職員への研修の実施【再掲】	人権の視点に立った教育活動が進められるよう、教職員等を対象とした研修を実施します。	学事課

## 施策の方向(6)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

男女共同参画推進に関する講座・セミナーや生涯学習の場等で、子育て世代をはじめ多世代にわたる学習機会を提供し、家庭の教育力を高めるための取組と男女共同参画の意識の浸透に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①出前講座の実施	男女共同参画推進員が地域等に出向き、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	多様性社会推進課
②講座・セミナーの開催	男女共同参画を理解、深化させるための講座・セミナーを開催します。	多様性社会推進課
③家庭の教育力を高める講座の開設	子育てボランティアによる家庭教育支援の充実に向けて、親子関係や家庭関係等をより豊かにするきっかけづくりとして、『親の力』をまなびあう学習プログラム』を活用した参加体験型出前講座を実施します。	まちづくり推進課
④男女共同参画登録団体への支援	男女共同参画に関する活動をしている登録団体に対し、男女共同参画の学習機会の提供等、支援を行います。	多様性社会推進課



男女共同参画教育参考資料  
「みんななかま」



男女共同参画教育参考資料  
「みんななかま」



## 基本目標Ⅱ 政策等の立案決定への男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への男女共同参画が進み、男女が社会の対等な構成員として、多様な人材が活躍できる環境を整備していくことは、男女共同参画社会の形成を図っていく上で基盤をなすものです。また、活力ある豊かな社会を築くためには、新たな発想・視点や多様な考え方を活かしていくことが求められていることから、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定過程から男女の意見等が反映されることが重要です。このため、制度・慣行等に捉われずすべての人が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野等様々な分野における女性の参画拡大を促進します。

## 重点目標3 政策等の意思決定過程からの男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けては、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、男女の置かれた社会的状況の格差の解消に取り組まなければなりません。

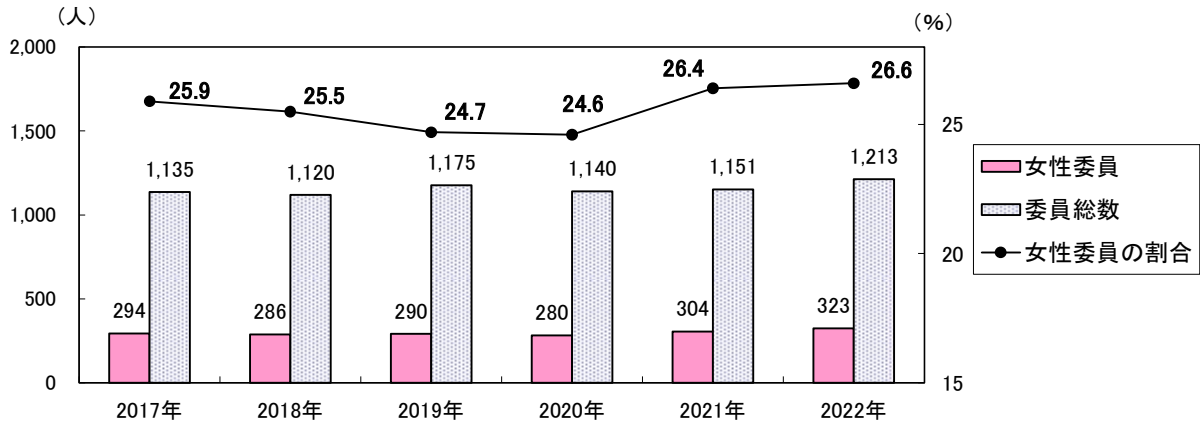
国においては、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を、我が国の社会にとって喫緊の課題であるとし、「社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標達成のために官民を挙げて真剣に取り組んでいかなければならないとしています。

本市の各種審議会等への女性の参画状況は2022年度(令和4年度)26.6%と、30%の目標には達していません。行政施策に男女双方の意見や考え方を反映させていくためにも、各種審議会等への女性委員の選任と男女委員比率への配慮に努め、多くの市民が関わることのできる環境づくりを進めていく必要があります。

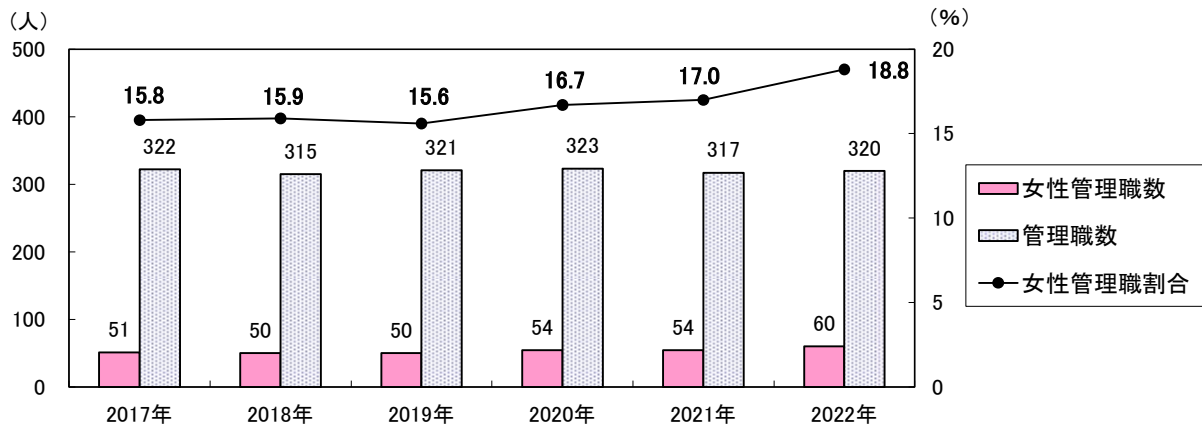
管理職への女性の登用については、市職員の管理職(課長級以上)への女性職員の登用状況は、2017年度(平成29年度)15.8%から、2022年度(令和4年度)18.8%と上昇しています。また、事業所アンケート調査では、女性管理職が1人もいない事業所は減少し、女性管理職が多数いる事業所は増加していることから、女性管理職のいる事業所は増えていることが伺えます。しかしながら、管理職の男女比については男性の方が多くを占める事業所が76.4%と、依然として管理職の男女比に行政・民間ともに差異がみられます。

市民意識調査では、各分野で女性の参画が進み、女性リーダーが増えることについて、「男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる」「女性の意見が反映されやすくなる」「新たな価値や商品・サービスが創造される」等、様々な好影響が期待されており、各分野で女性の参画を促進していくことが重要となっています。

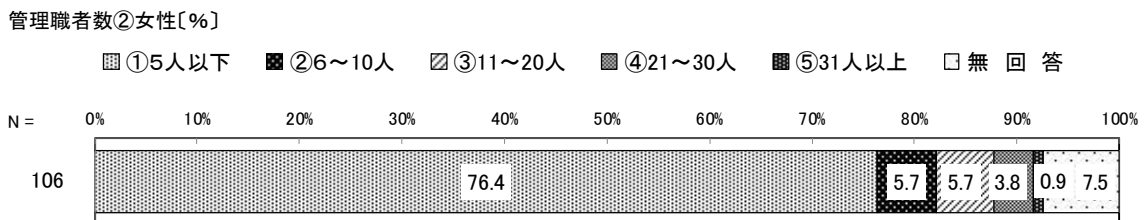
●各種審議会等への女性委員の参画状況(各年4月1日現在)●



●市職員管理職への女性職員の登用状況(各年4月1日現在)●



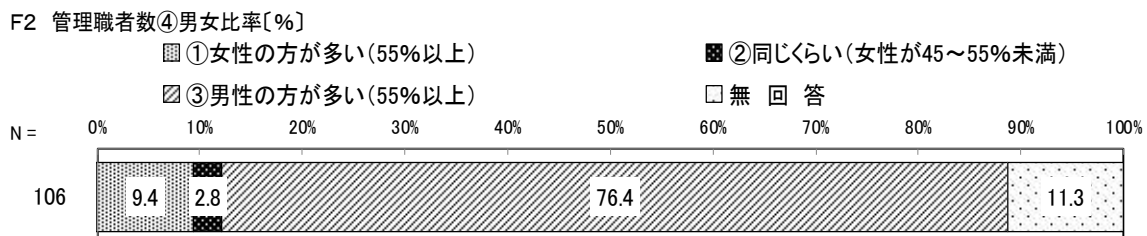
●女性管理職数(事業所アンケート調査)●



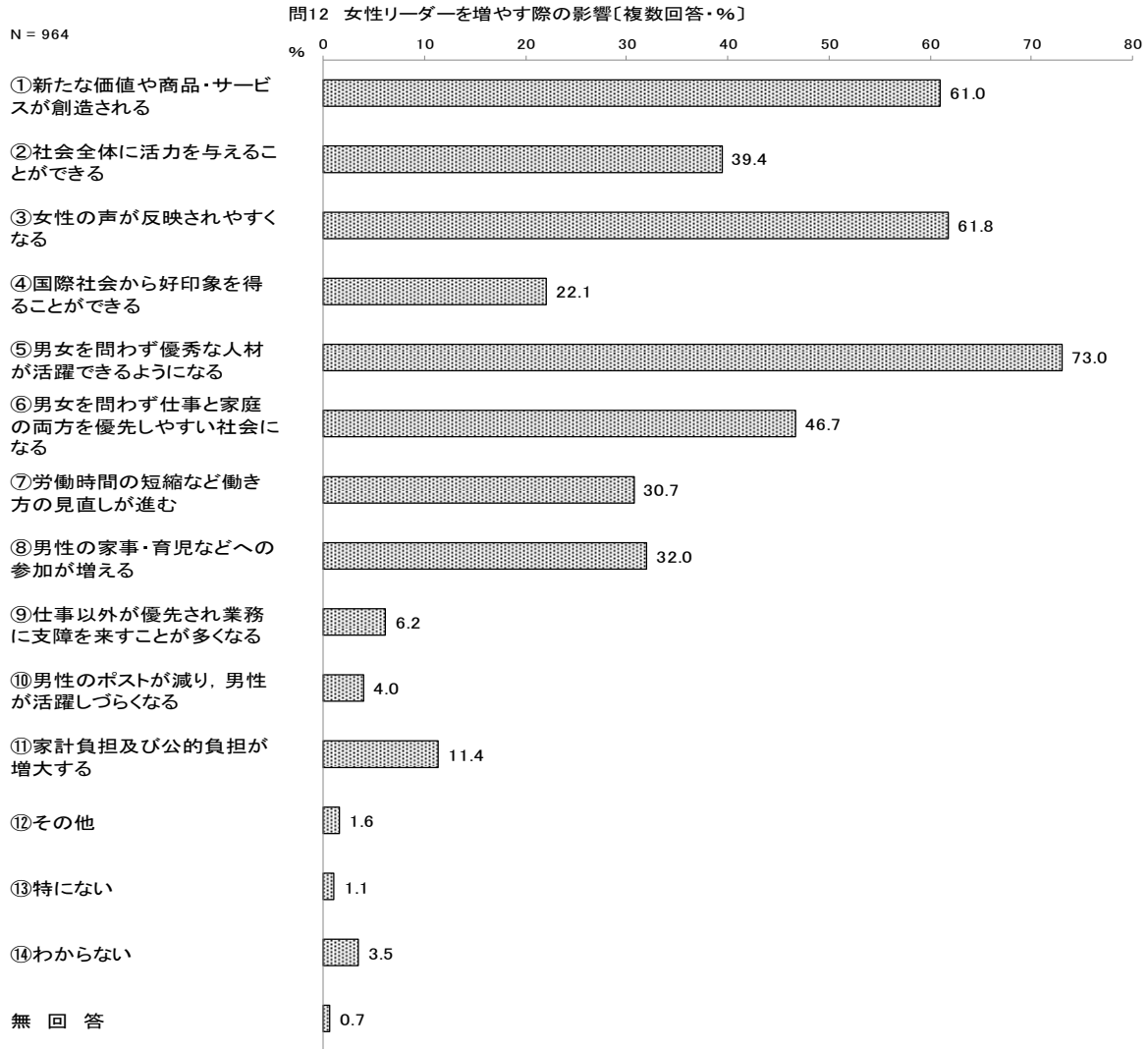
●女性管理職数の推移(事業所アンケート調査)●

	0人	1~5人	6~10人	11~20人	21人~30人	31人以上
今回調査 (2021年度)	38.7%	37.7%	5.7%	5.7%	3.8%	0.9%
前回調査 (2016年度)	47.7%	43.9%	2.8%	3.7%	-	1.9%

●管理職の男女比(事業所アンケート調査)●



●女性リーダーの増加による影響(市民意識調査)●



【施策の方向】

施策の方向(7) 審議会等への女性の参画の推進

審議会等において、男女双方の意見や考え方が反映されるよう、女性の積極的な起用に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①女性の積極的な起用の推進	各種審議会等への女性委員の登用を進めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	多様性社会推進課
②公募委員の積極的な起用の推進	各種審議会等への公募委員の拡大を進め、幅広い市民の意見を取り入れる機会を促進します。	総務課 関係各課

## 施策の方向(8)女性の管理職等への登用

女性の管理職等への積極的登用について、事業者等への理解の促進に努めます。

また、市の女性職員について、意欲や能力のある人材を積極的に管理職等へ登用するよう取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①企業における女性管理職等への登用の推進	市内企業において、意欲や能力のある女性が積極的に管理職等へ登用されるよう、啓発等を行います。	多様性社会推進課 産業振興課
②女性市職員の管理職等への登用	意欲や能力のある女性を、積極的に管理職等へ登用します。	人事課

## 施策の方向(9)女性の人材育成と情報提供

様々な分野への女性の積極的な参画を図るため、学習機会の提供等により、女性の能力開発や人材育成に努めるとともに、その意欲と能力を発揮できるよう、人材リストの整備と活用を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①男女共同参画に関する活動を行う団体の育成・支援, 情報提供	男女共同参画登録団体に対し、男女共同参画の学習機会の提供等、支援を行います。	多様性社会推進課
②人材育成セミナー等の開催	男女共同参画を推進するための活動を行う男女共同参画推進員を養成する、人材育成セミナー等を開催します。	多様性社会推進課
③人材リストの整備と活用	女性人材リストを整備し、審議会等への人材情報として活用を図ります。	多様性社会推進課
④女性リーダーの養成	市職員の女性リーダーを育成・支援するため、各種研修への女性職員の派遣を実施します。	人材育成課
	女性リーダー育成等の出前講座を希望する企業に講師を派遣します。	産業振興課



人材育成セミナー

## 重点目標4 地域における身近な男女共同参画の促進

### 【現状と課題】

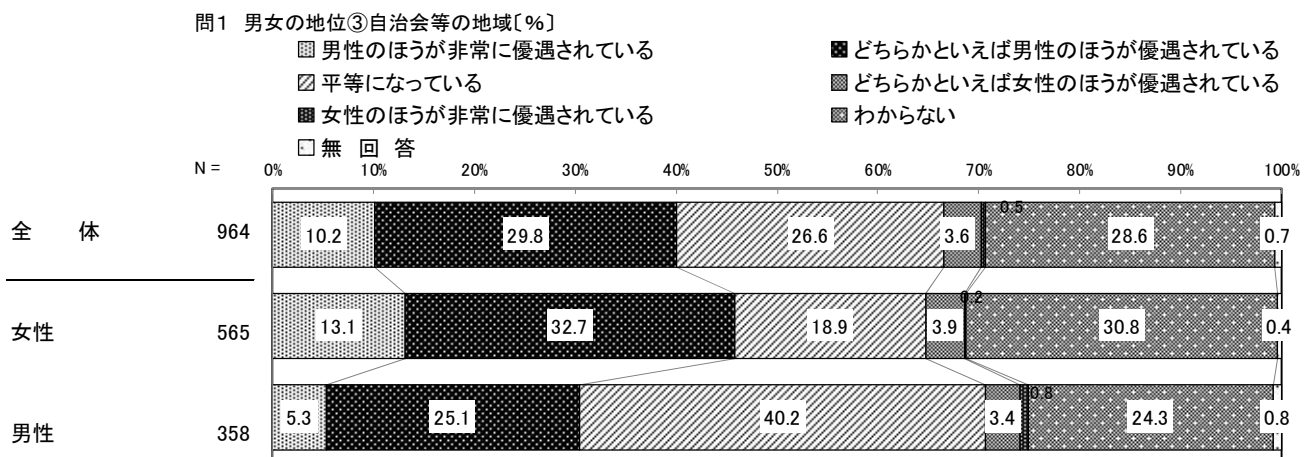
地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、男女がともに役割を担い、地域社会を築いていく必要があります。しかしながら、これまで地域で行われる様々な活動は、専業主婦を始めとした女性が多く担ってきた一方、自治会・町内会等における会長職等の役職については、男性がその多くを占めてきました。

本市においても、市民意識調査で、自治会等の地域に関する男女の平等感について、『男性のほうが優遇』が40.0%を占めており、前回より微減となったものの、根強い男性の優遇感が見受けられます。また、「平等になっている」は男性で40.2%、女性は18.9%と、男女で感じ方に違いがあります。

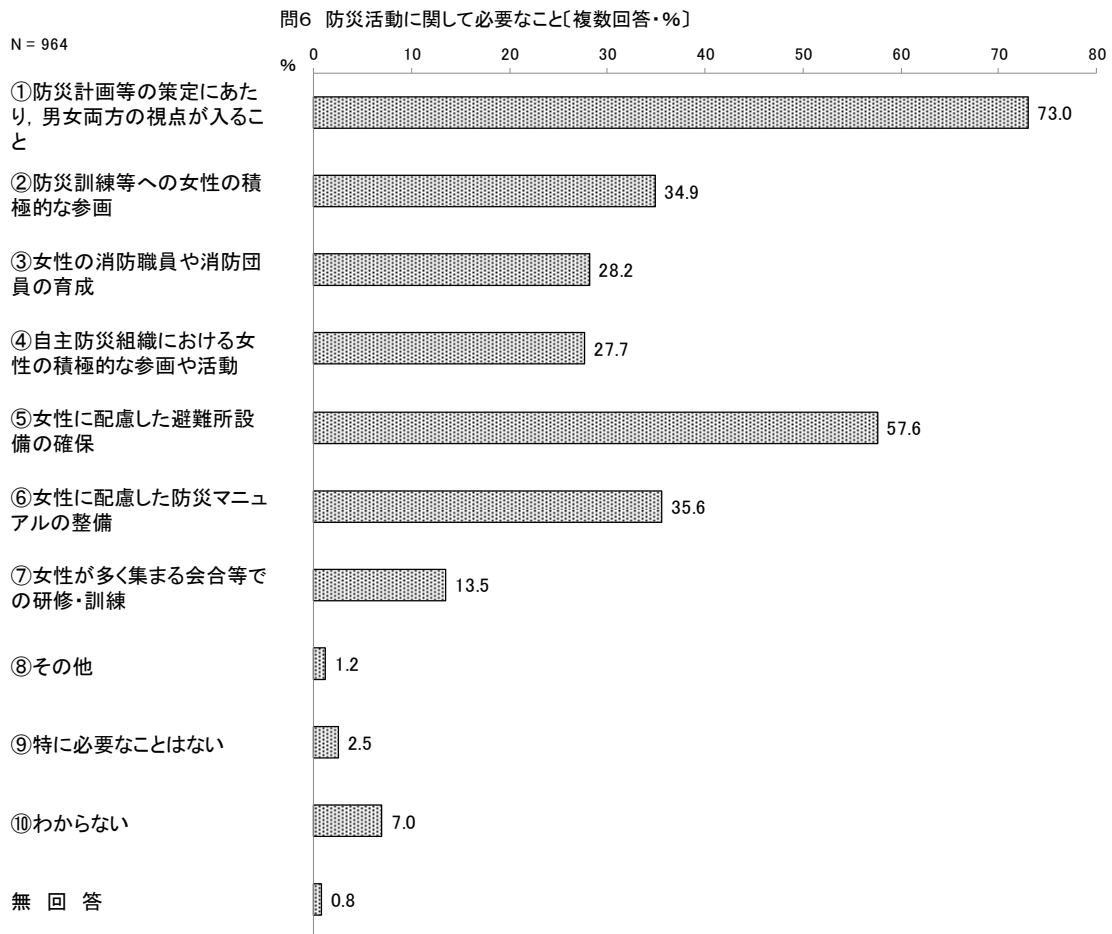
また全国各地で自然災害が頻発している近年、地域における防災活動の重要性が高まっています。大規模災害の発生は、女性を始めとする脆弱な状況にある人々が、より多くの影響を受けることが指摘されていることから、地域防災活動への女性の積極的な参画等、防災の分野における男女共同参画の促進が重要です。また市民意識調査では、防災活動に関して男女共同参画を推進していくために必要なことは、「防災計画等の策定に男女両方の視点が入ること」や「女性に配慮した避難所設備の確保」と考える意見が多くなっており、行政と地域が協働して取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、生活に密着した地域における活動に、あらゆる年代の男女が主体的に参画することによって、地域力を高め、女性も男性もだれもが役割と居場所のある地域社会を築くことが、男女共同参画社会の実現に向けて重要です。

### ●自治会等の地域に関する男女の平等感(市民意識調査)●



●防災活動に必要なこと(市民意識調査)●



【施策の方向】

施策の方向(10)地域活動における男女共同参画の促進

男女ともに、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①出前講座の実施【再掲】	男女共同参画推進員が地域等に出向き、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	多様性社会推進課
②地域における人材育成	市民が各地域で「まちづくりの主役」として、「協働」をともにめざしていくリーダー養成を目的として、「ふくやま・まちづくり大学」を開催します。	まちづくり推進課 各地域振興課
③多様な主体によるまちづくりの促進	地域における活動に年代や性別に関係なく幅広い市民の参画を促進します。	まちづくり推進課
④「まちづくりサポートセンター」による市民活動の支援	多様な主体とのマッチングや相談窓口、情報の一元化等により市民活動の支援を行います。	まちづくり推進課

## 施策の方向(11)防災の分野における男女共同参画の促進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災の分野において、女性の視点が反映され、防災の活動に男女が積極的に参画できるよう、男女共同参画の促進を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①防災講座による啓発	地域における防災講座等の機会を通じて、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動、防災体制の確立について支援します。	危機管理防災課
②地域防災活動(防災訓練等)への女性の参画促進	地域で開催する研修会や防災訓練等の機会を捉えて、女性の参画の重要性について啓発し、女性が地域防災活動に積極的に参加できるよう支援します。	危機管理防災課
③災害時の連携体制づくりの推進	男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興のための体制づくりに取り組みます。	危機管理防災課 多様性社会推進課 関係各課
④女性防災リーダーの養成	自主防災組織における、女性の参画を促進するため、女性防災リーダーの育成を推進します。	危機管理防災課
⑤女性消防団員の活躍の場の充実	地域防災力の強化のため、女性消防団員の活躍の場の充実に向けた取組を推進します。	消防局警防課



避難所運営訓練の様子



避難訓練の様子

## 基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスと働く場での男女共同参画の促進 (福山市女性活躍推進計画(第2次))

働くことは、暮らしを支えるとともにやりがいや喜びをもたらします。また、家事・育児・趣味や学習、地域活動等も生活の上で欠かせないものです。それらを両立・調和させて暮らす、ワーク・ライフ・バランスの実現が、男女を問わず人生を豊かなものにしていくことにつながります。しかしながら、現状は、人々の生き方が多様化している一方で、働き方や固定的な性別役割分担意識等の変革が十分でないために、仕事と生活の調和が図られていない場合が見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスが、それぞれの生きやすさ・暮らしやすさにつながるものであるという基本認識の下、新型コロナウイルス感染症拡大により広まった、「新しい働き方」の普及や働き方の見直し、また「新しい暮らし方」について推進し、だれもが家庭や地域、職場に参画しやすい環境づくりを進めていきます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現は、女性の活躍を推進する上でも重要です。本市においては、「基本目標Ⅲ」を「福山市女性活躍推進計画(第2次)」と位置づけ、女性が働きやすい環境づくりを進めていくとともに、男女がそれぞれの能力を発揮して活躍できるような働く場での男女共同参画、女性活躍の推進と雇用・職場環境の向上をめざします。



ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた  
シンボルマーク(内閣府)



## 重点目標5 ワーク・ライフ・バランスの促進と暮らしの充実

### 【現状と課題】

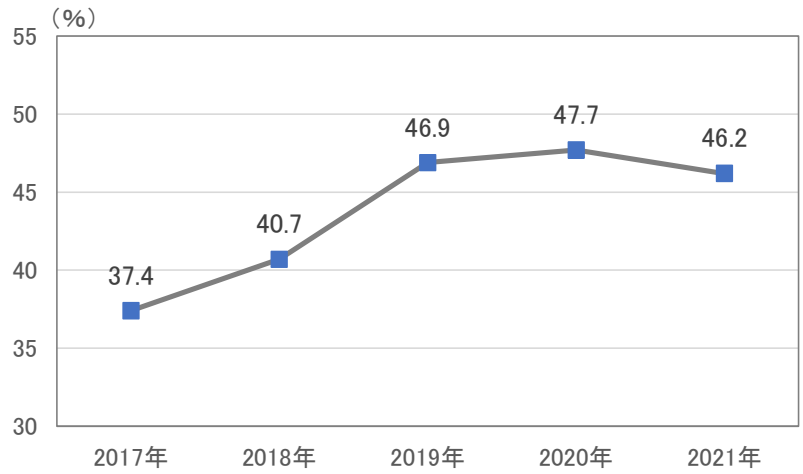
ワーク・ライフ・バランスは、年齢や性別に関わりなくだれもが、仕事や家庭生活、地域活動、自己啓発等、様々な活動をライフステージに応じて、自らの希望するバランスで行うことのできる状態のことです。

子育て中の女性にきいたワーク・ライフ・バランスを実践できていると思う人の割合は、2017年度（平成29年度）の37.4%から、2021年度（令和3年度）は46.2%と増加しているものの、依然として低い状況にあります。ワーク・ライフ・バランスが実現しにくい背景の一つとして、家庭生活における責任が、女性に偏っていることが挙げられます。実際に市民意識調査では、子どもの育て方について、「3歳までは母親が子育てに専念すべきである」に賛成が約4割と、性別役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。女性の社会参加が進み、共働き世帯の増加等、家族の在り方が変化する中で、男性も主体的な役割を果たしていくことが重要です。市民意識調査において、男性が仕事以外の生活も重視した働き方を選択する際に受け入れられるものは、「育児・介護のための休暇を取得する」が72.8%、「育児・介護のための短時間勤務制度を活用する」が59.9%となっており、いずれも前回調査よりも高くなっています。一方で、「仕事と両立させることは、現実として難しい」が34.4%となっており、男性が家庭に参画していくことへの機運は高まってきているものの、現実として困難な状況があることが分かります。実際に、国の調査では「週間就業時間60時間以上の雇用者の割合」は男性の方が高くなっています。長時間労働は、心身の疲労から健康を害す恐れがあることから、労働時間を見直し、生活時間を確保していく必要があります。

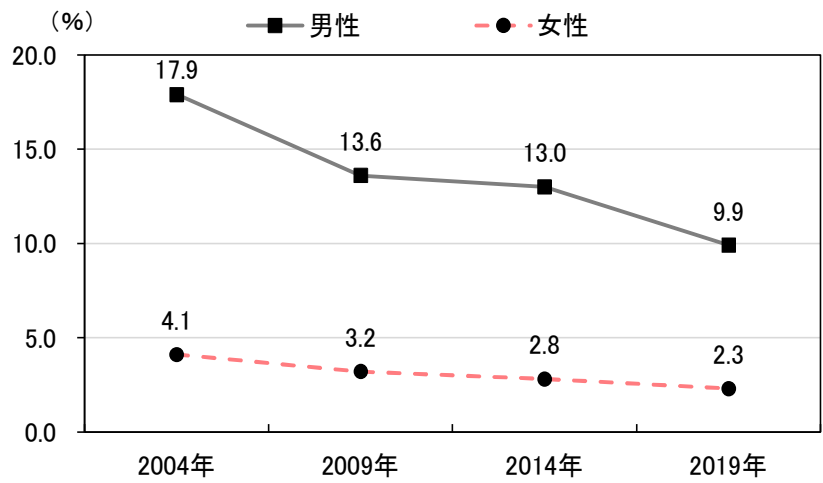
男性が家事等に参加するために必要なこととしては、「夫婦や家族間でのより良いコミュニケーションづくりを図る」が74.7%、「男性が家事等を行うことの男性自身の抵抗感をなくす」が64.0%、「周囲が当事者夫婦の役割分担意識等の考えを尊重する」が51.8%といった、固定的な性別役割分担意識の解消に関する意見を始め、「労働時間短縮や休暇制度の活用で仕事以外の時間を増やす」が50.1%と続いており、労働環境の変革への意見も高まっています。

こうしたことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業や地域全体にその重要性について啓発を図り、各世代の男女が自らの希望するバランスで仕事や生活に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

●「ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う人」の割合(子育て中の女性のみ対象)(ワーク・ライフ・バランスに関するアンケート)●



●参考: 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移(厚生労働白書令和2年度版)●



## 【施策の方向】

### 施策の方向(12)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスが、企業や経済社会の活性化、そして個人生活の充実につながるることについて、企業や市民に対して意識啓発を推進し、社会的機運を醸成します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①講座・セミナー等による意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、講座・セミナーを開催します。	多様性社会推進課
②福山市男女共同参画推進表彰の実施【再掲】	男女共同参画の推進について、特に優れた取組を行っている事業者等を表彰するとともに、その取組内容を広く紹介します。	多様性社会推進課
③企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進	企業へのワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の啓発を実施します。	多様性社会推進課 産業振興課
④市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の意識啓発や職場環境づくりに取り組みます。	人材育成課

### 施策の方向(13)仕事と子育て・介護の調和に向けた就労環境の整備

育児や介護を行う労働者が働き続けられるよう、法制度の周知・啓発を図ります。また企業のワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組を促進するとともに、積極的に取り組んでいる事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の実施	「仕事と家庭の両立」の実践の支援に積極的に取り組んでいる事業者を認定し、その事業者に対する特典を設け、取組を推進します。	産業振興課
②仕事と子育て・介護の調和のための広報・啓発（関連法令の広報・啓発）	育児・介護休業法の趣旨や内容の周知を図るとともに、男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	多様性社会推進課 産業振興課
③男性の家庭生活への関わりの推進	企業で働く男性が家庭生活に関わり、役割を担えるように休暇等の取得を啓発します。	産業振興課
④福山市男女共同参画推進表彰の実施【再掲】	男女共同参画の推進について、特に優れた取組を行っている事業者等を表彰するとともに、その取組内容を広く紹介します。	多様性社会推進課



ふくやまワーク・ライフ・バランス認定マーク



福山市男女共同参画推進表彰

## 施策の方向(14)家庭生活における男女共同参画の促進

男女がともに家事や育児、介護等を担い、家族の一員として相互に協力して責任を果たすことができるよう、意識啓発を推進します。特に、男性の家庭生活への参画を促進するよう取り組むとともに、男性が子育てしやすい環境の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①家事・育児・介護等に関する講座・セミナー等の開催	家庭における男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、講座・セミナー等を開催します。	多様性社会推進課
②男性が子育てしやすい環境の整備	官民連携で男性の育児参加を積極的に支援する取組を実施することで、男性の子育てに関わる意識を高め、育児参加を促進します。	多様性社会推進課 産業振興課 ネウボラ推進課
③広報「ふくやま」等の活用による広報・啓発	市広報、情報誌等で、男女がともに家族としての責任を担い、家事・育児等を共に担うことの意義を啓発します。	多様性社会推進課

## 施策の方向(15)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育て支援施策の充実

働きたい人すべてが、仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続けられるよう、子育て支援施策の充実等、男女がともに安心して子育てができる環境の整備に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①福山ネウボラによる相談支援の充実	身近な場所に相談窓口を設置し、妊娠期から出産、子育て期、就労・再就職支援まで切れ目のない相談・支援を行います。	ネウボラ推進課
②保育サービス等の充実	休日保育事業を始めとする保育サービスや放課後児童クラブの充実を図ります。	保育施設課 保育指導課
③地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業等により地域における子育て支援サービスの充実を図ります。	ネウボラ推進課 まちづくり推進課
④子育てに関する経済的な支援の推進	児童手当の支給や子ども医療の助成等により子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。	ネウボラ推進課



ふくやま子育て応援センター「キッズコム」



福山ネウボラ相談窓口「あのね」の様子

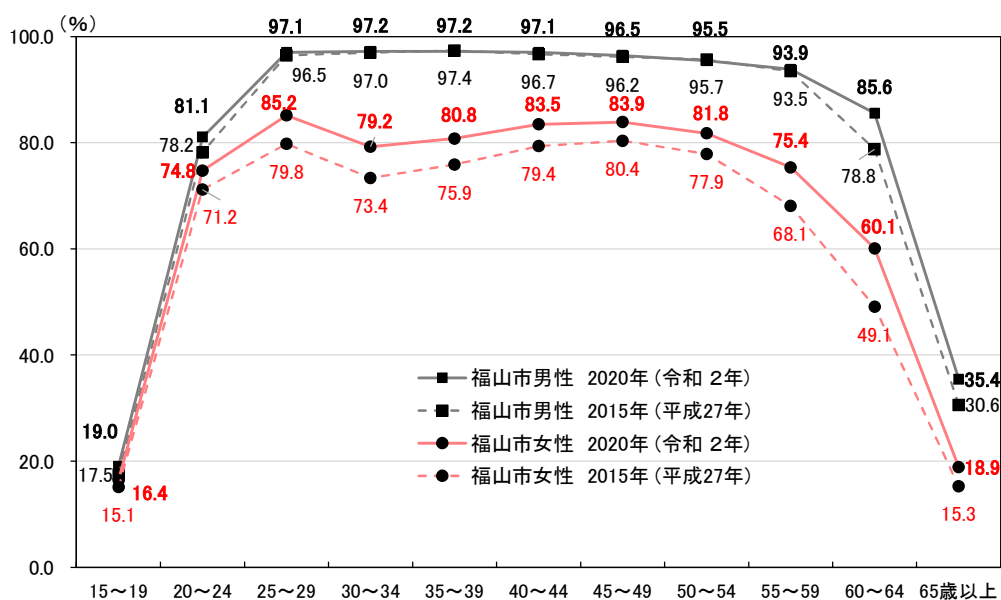
## 重点目標6 働く場での女性活躍の推進に向けた支援

### 【現状と課題】

人生 100 年時代を迎え、女性が長い人生を経済的に自立できる環境を整えていく必要があります。そのため、働くことを希望する女性が仕事を持つようになるだけでなく、働く女性はその希望に応じ能力を十分に発揮できる働き方を実現できるかが鍵といわれています。女性の年齢階級別の労働力率を示す指標としてM字カーブが日本の特徴といわれてきましたが、近年は女性就業率が上昇を続けており、国勢調査における本市の女性の労働力率は2015年（平成27年）よりも2020年（令和2年）は各年代で上昇し、M字の谷は縮小しています。また、就業人口に占める女性割合と女性就業者の正規就業者・従業員割合は広島県全体よりやや高く、2015年（平成27年）よりも2020年（令和2年）は増加しています。しかしながら、全国的に20代後半をピークに、女性の正規雇用比率が右肩下がりで低下していくL字カーブの傾向や、企業等での女性管理職比率が依然として低い状況にあるなど、女性の力が十分に生かされているとはいえない状況です。一方、事業所アンケート調査においては、「女性の労働力が欠かせない」と答えた事業所が99.1%とほとんどを占めており、事業所の希望と現実には乖離があります。そうしたことから、働く場での女性活躍の推進は、喫緊の課題です。

共働きの世帯が増え、コロナ禍の影響もあり、市民の働き方も多様になってきました。働くことを希望するすべての女性が、あらゆる分野で力を発揮できるよう、職業能力開発や、再就職に向けた支援、女性が働きやすい職場環境の整備等、自らが望むキャリア形成が行える環境づくりを推進していく必要があります。

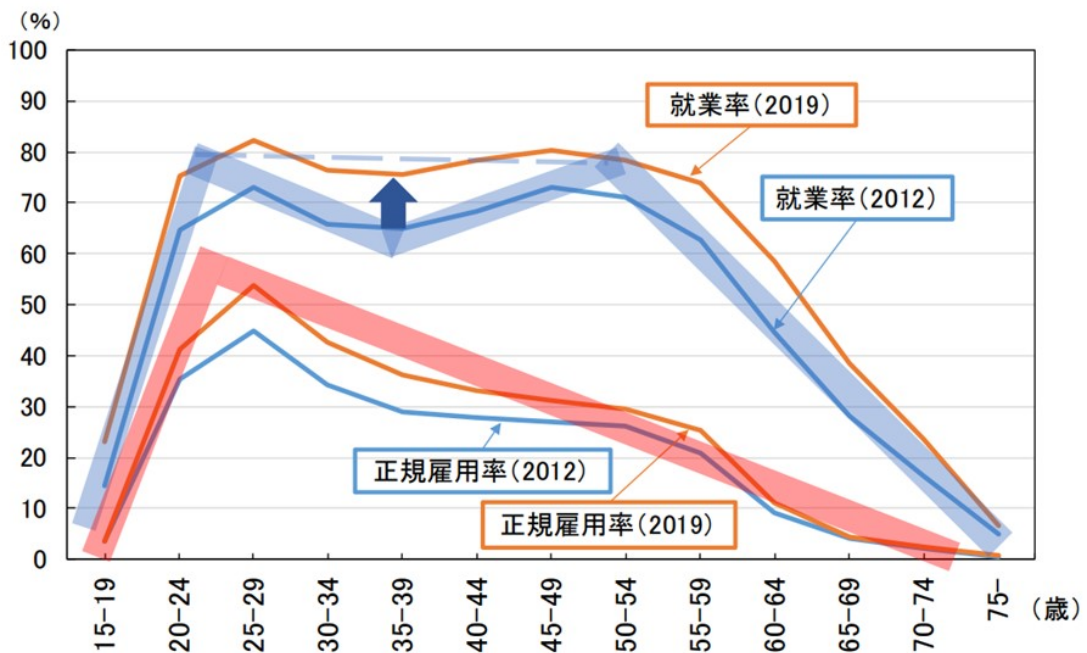
### ●年齢別男女別の労働力率の推移(国勢調査)●



●就業者数の女性割合、正規の職員・従業員の女性割合の推移(国勢調査)●

	2015年(平成27年)		2020年(令和2年)	
	福山市	広島県	福山市	広島県
就業者数における女性割合	44.1%	42.0%	45.3%	45.2%
女性就業者の正規の職員・従業員割合	47.9%	46.0%	49.6%	47.7%

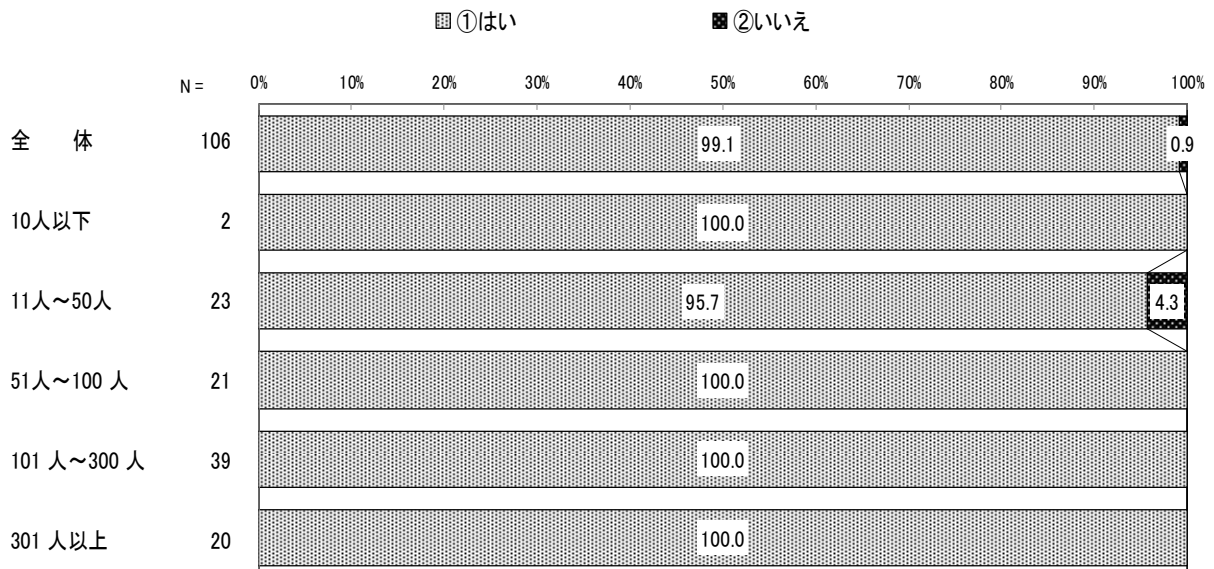
●参考:我が国の年齢別女性の就業率と正規雇用率(内閣府資料, 労働力調査)●



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。  
2. 正規の職員・従業員数、正規の職員・従業員数、自営業者数等の人口に占める割合。

●女性の労働力の必要性について(事業所アンケート調査)●

問10 女性の労働力が欠かせない[%]



## 【施策の方向】

### 施策の方向(16)女性活躍のための環境づくりの推進

主に職業生活における様々な場面・分野での女性の活躍が促進されるように仕事と家庭生活の両立支援等，安心して多様な働き方や暮らし方ができる環境づくりをめざします。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①女性の働く環境改善補助金	女性活躍推進を目的とした社内環境改善に要する経費に対して補助を行うことで，女性が働きやすい職場環境の整備を促進します。	産業振興課
②ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度の実施【再掲】	「仕事と家庭の両立」の実践の支援に積極的に取り組んでいる事業者を認定することで，事業者についての男女共同参画社会の実現を推進します。	産業振興課
③福山市男女共同参画推進表彰の実施【再掲】	男女共同参画の推進について，特に優れた取組を行っている事業者等を表彰するとともに，その取組内容を広く紹介します。	多様性社会推進課

### 施策の方向(17)女性の働く場への参画促進と能力発揮の支援

女性の雇用促進と再就職支援のための講座等の開催等を図ります。

また産業界の人材ニーズに応じて，デジタル人材の育成や，リスキリングの必要性について周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①女性雇用支援事業	ふくやまワーク・ライフ・バランス認定企業を中心とした「子育て女性が働きやすい企業」による，女性向け合同企業説明会を実施します。	産業振興課
②職業能力の開発・向上に向けた講座，セミナーの開催	起業や就業に向けての職業能力の開発・向上のための講座・セミナーを開催します。	多様性社会推進課
③リスキリングの推進	リスキリングの必要性について周知を図ります。	産業振興課
④デジタル人材の育成	技術の学びなおし等リカレント教育を通じて，デジタル化をけん引する人材の育成を図ります。	産業振興課
⑤女性農業組織の活動支援	市内の女性農業者の組織化や，その活動を支援します。	農業振興課
⑥女性農業者育成事業	女性を対象としたセミナーや現場見学会，農業体験を実施し，女性の就農，経営規模の拡大を支援します。	農業振興課
⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進	経済的自立に効果的な資格取得の促進や就労支援を行います。	ネウボラ推進課

## 重点目標7 雇用・就業環境の向上

### 【現状と課題】

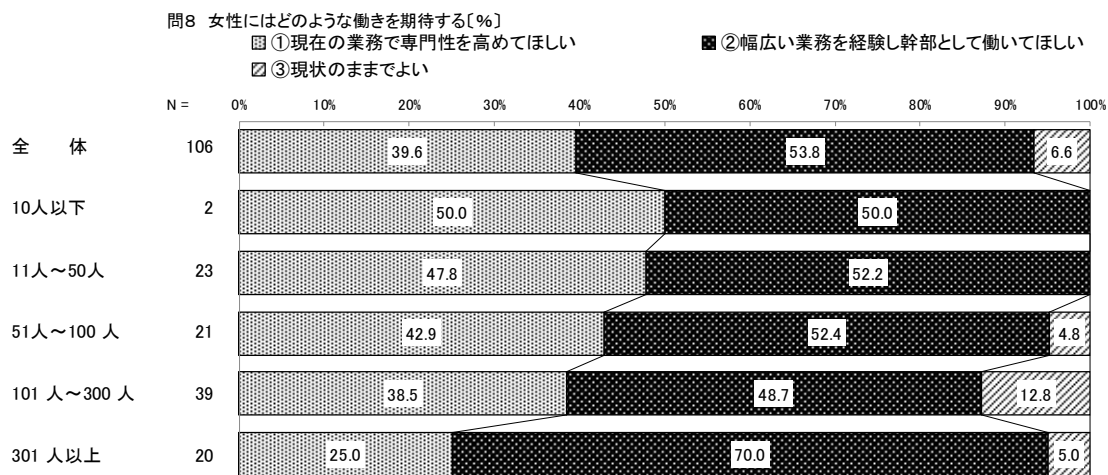
これまで、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正等により、制度面での整備が進められ、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保や、男女がともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境等が整備されてきました。

事業所アンケート調査によると、事業所が期待する女性の働き方について、「幅広い業務を経験し幹部として働いてほしい」が53.8%と前回より10ポイント以上上昇しており、本市においても女性活躍推進の機運は高まっています。

しかしながら、男性の育児休業取得率は全国で13.97%（2021年（令和3年）厚生労働省）、本市では17.0%（事業所アンケート調査）と低く、育児等の負担は女性に集中している状況です。実際に、事業所アンケート調査において、女性の活躍を推進する上での問題点については、「家庭責任を考慮する必要がある」が54.7%となっていることから、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が要因となり、女性が活躍しにくい雇用・就業環境となっている状況が伺え、事業者の希望と現実乖離してしまっている状況にあります。そういったことから、男女ともに多様な働き方ができる、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくりや、性別を理由とする差別的取扱いの根絶が各事業所においても必要です。

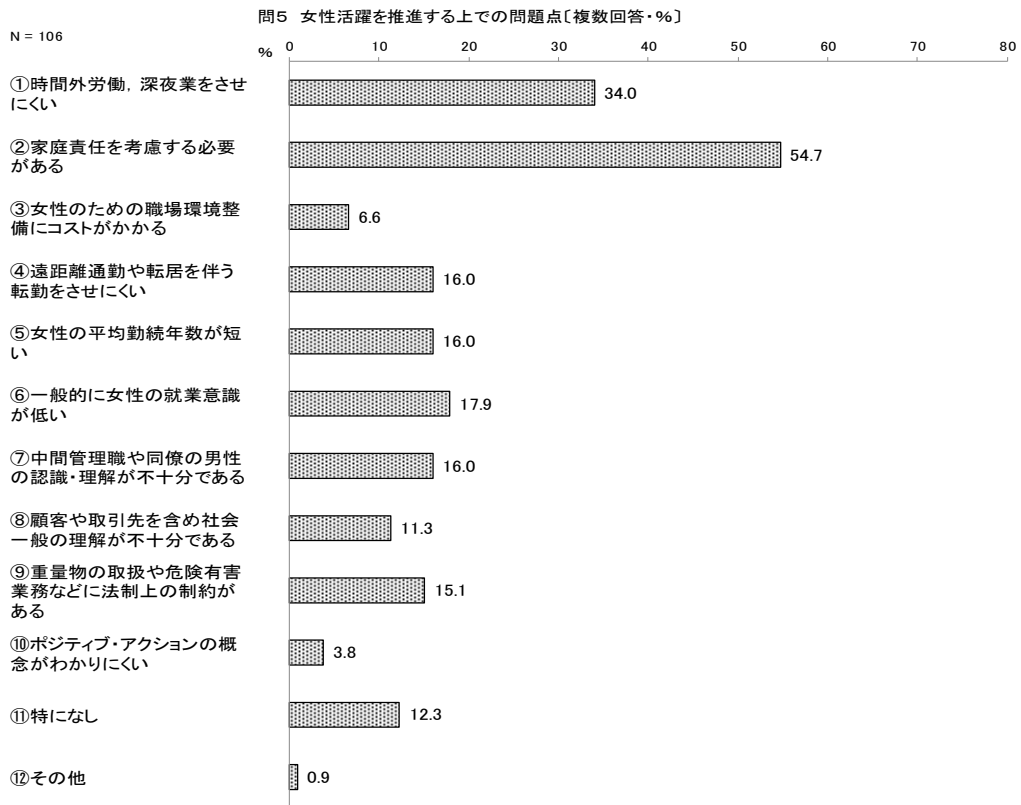
また、市民意識調査において仕事を選ぶ時に重視することは「職場の雰囲気が良い」が72.2%、「勤務時間・勤務場所の条件が良い」が68.2%と上位となっており、職場環境、働きやすさを重視する傾向が見受けられます。これらのことから、働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮しあい、経済活動の活発化と地域の活性化につなげていくためにも雇用・就業環境の更なる向上が重要な課題となっています。

### ●期待する女性の働き方(事業所アンケート調査)●

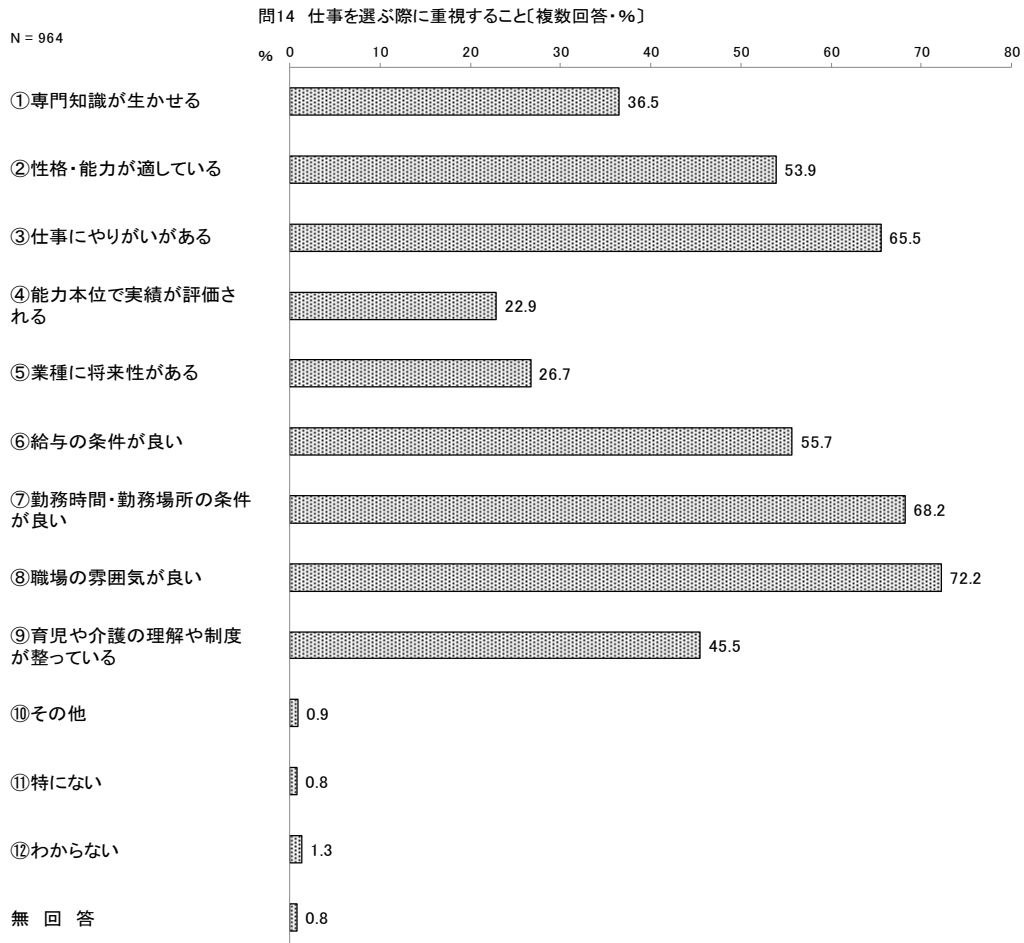




## ●女性の活躍を推進する上での問題点(事業所アンケート調査)●



## ●仕事を選ぶ時に重視する・したいこと(市民意識調査)●



## 【施策の方向】

### 施策の方向(18)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

労働関係法令の周知・啓発に努め、制度の定着と活用を図ります。また、女性の能力発揮を促進し、その活用を図るなど、優れた取組をしている事業者等を表彰し、その取組内容を公表します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①出前講座等による意識啓発	企業に出向いて、女性の能力発揮等の推進に向け意識啓発を図ります。	産業振興課
②福山市男女共同参画推進表彰の実施【再掲】	男女共同参画の推進について、特に優れた取組を行っている事業者等を表彰するとともに、その取組内容を広く紹介します。	多様性社会推進課
③パンフレット等による制度の周知・啓発	市内企業における女性活躍が推進されるよう、関係する公的制度について周知を図ります。	産業振興課
	男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、関係法令の内容の周知・啓発を図ります。	多様性社会推進課

### 施策の方向(19)多様な働き方・暮らし方の啓発と職場環境の向上

男女ともに多様な働き方・暮らし方について啓発を図るとともに、職場環境の向上、柔軟な働き方に対応できる職場づくりを促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①新しい働き方の推進	雇用の安定化、企業間における人材育成を目的に（公財）産業雇用安定センター、福山商工会議所と連携して人材シェアリング（在籍型出向）を促進します。	産業振興課
②企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進【再掲】	企業へのワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の啓発を実施します。	多様性社会推進課 産業振興課
③市職員のワーク・ライフ・バランスの推進【再掲】	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の意識啓発や職場環境づくりに取り組みます。	人材育成課
④男性の家庭生活への関わりの推進【再掲】	企業で働く男性が家庭生活に関わり、役割を担えるように休暇等の取得を啓発します。	産業振興課
⑤男性市職員の家庭生活への関わりの推進	男性が家庭生活に関わり、役割を担えるように、男性市職員の休暇等の取得を促進します。	人事課

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

### (福山市DV対策基本計画(第3次))

男女が個人としての尊厳が尊重され、性別により差別されないことは、男女共同参画社会の実現の根底となる考え方です。男女間のあらゆる暴力やハラスメント等は、人権尊重の理念を否定するものであり、男女を問わず、どのような場合においても許されるものではありません。

新型コロナウイルス感染症拡大による生活不安やストレスの増大を背景に、家庭内での暴力、DV・ハラスメントの増加・深刻化が懸念されています。

こうした社会情勢の中、「誰一人取り残されることのない社会」の実現に向け、暴力は絶対に許されるものではないという社会意識の醸成を図り、一人一人が互いの人権を尊重するとともに、身体的な暴力だけでなく様々な嫌がらせも暴力であること等について理解を深め、あらゆる暴力を許さない社会をつくっていくことが重要です。

本市においても、DV防止に向けた取組の充実を図るため、「基本目標Ⅳ」を「福山市DV対策基本計画(第3次)」と位置づけ、DV及びデートDV防止のための市民への啓発、配偶者以外の交際相手を含む配偶者等からの暴力の防止、被害者からの相談対応、被害者の安全確保及び自立支援等の総合的な推進に努めます。

## 重点目標8 男女間の暴力(DV)の防止と被害者支援の充実

### 【現状と課題】

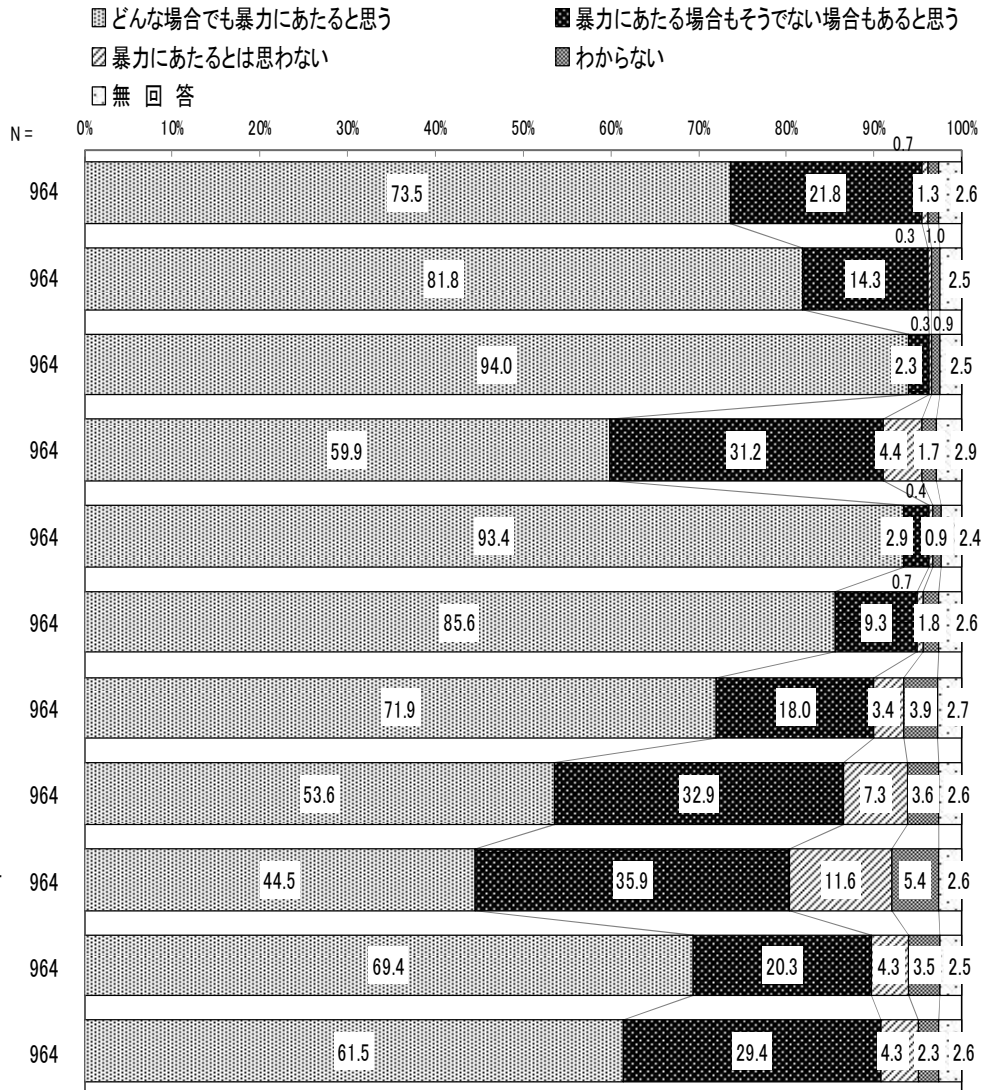
DVは、外部から発見しにくい家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。また近年は、配偶者以外の交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっており、本市においても若い世代への啓発活動に取り組んでいます。

市民意識調査から、DVの認識度は高まってきていることが伺えますが、配偶者や交際相手からの身体的、精神的な暴力等が『あった』と回答した人は、前回に引き続き女性の方が多く、配偶者からのDV被害は前回と同程度みられます。その一方で、交際相手からのデートDVは、精神的・身体的暴力が男女ともに大幅に増加しており、特に女性は精神的暴力を受けた割合が37.5%と前回調査より20%以上高くなっており、継続した啓発活動が必要といえます。

また、DV被害を受けた場合、「誰にも相談しなかった人」が65.1%と多くを占めています。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」が48.6%と特に多く、被害が潜在化しやすい状況がみられます。一方で、DVを防ぐために必要な取組として、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が60%を超えて回答されており、相談窓口の周知を図ることが重要です。

●男女間等の暴力に関する認識(市民意識調査)●

問24 夫婦や恋人間の暴力[%]

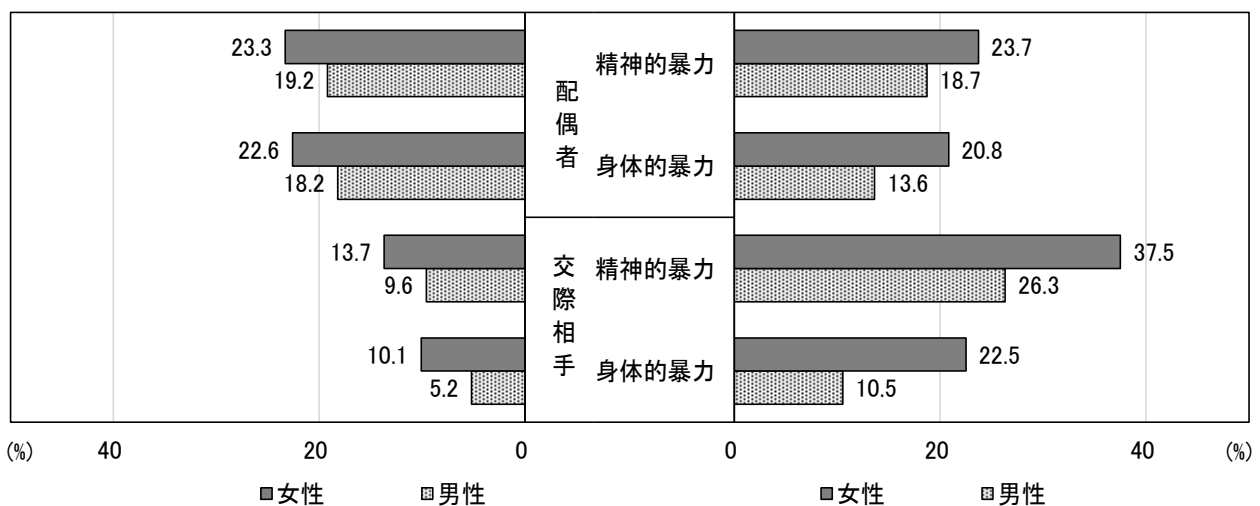


●DVの経験(市民意識調査)●

DVの経験(「何度もあった」と「一・二度あった」の計)

前回調査(2016年度)

今回調査(2021年度)



## 【施策の方向】

### 施策の方向(20)DV防止のための啓発活動の推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないという意識づくりを継続して推進し、学齢期を始めとする若年層を含め、幅広い世代を対象に、DV防止に向けた多様な機会・方法での啓発を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①講座・セミナー等によるDV防止に向けた啓発	DV防止のための講座・セミナー等の開催や情報誌等により、広報・周知を行います。	多様性社会推進課
②学齢期からのDV防止教育の実施	高校生等に対してDV予防教育を実施するために、学校へ講師を派遣して、「デートDV予防啓発講座」を実施します。	多様性社会推進課
	子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学齢期において「生命(いのち)の安全教育」を推進します。	学びづくり課
③情報誌やパンフレットによる広報・周知	情報誌やパンフレットにより、DV(デートDV含む)防止の啓発を行います。	多様性社会推進課
④加害者更生プログラムの調査・研究	国・県・他都市等の取組について情報収集を行い、加害者更生プログラムの調査・研究を行います。	若者・くらしの悩み相談課

### 施策の方向(21)相談窓口の周知と相談体制の充実

DV被害は潜在化しやすい傾向があるため、被害者が早期に安心して相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。また、相談者の負担を軽減し、複雑化する課題に連携して対応できる体制づくりと相談員等の資質の向上を図り、適切な相談対応のできる体制の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①相談事業の充実	離婚・DV等の問題について、相談員を配置し、電話・面接相談を実施します。	若者・くらしの悩み相談課
②ワンストップ・サービス化の推進	DV被害者がスムーズに行政手続きができるよう、関係各課と連携しながら、DV被害者への適切な対応に努めます。	若者・くらしの悩み相談課 関係各課
③相談員等援助者に対する研修の充実	相談員等援助者のスキルアップを図るため、DVの実態、被害者心理、相談・支援方法に関する研修を実施します。	若者・くらしの悩み相談課
④相談窓口に関する情報提供の充実	相談窓口を周知するため、広報紙やホームページ等を活用します。また、チラシ等を作成し、公共施設に設置します。	若者・くらしの悩み相談課
⑤配偶者暴力相談支援センターの調査・研究	市内に設置されている配偶者暴力相談支援センターと連携を図る中で、他市町村の運営状況等について、調査・研究をします。	若者・くらしの悩み相談課
⑥スクールカウンセラーの配置による相談	学校等において子どもが相談しやすい環境を整備し、早期発見・早期対策に努めます。	学びづくり課
⑦男性相談窓口の周知	男性の相談窓口の周知に努めます。	若者・くらしの悩み相談課

## 施策の方向(22)被害者の安全確保と自立支援

被害者の状況と意向に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携して、被害者の安全確保を図ります。また、被害者の個人情報の管理を徹底するとともに、被害者が地域で自立した生活を送れるよう、各種支援を行います。

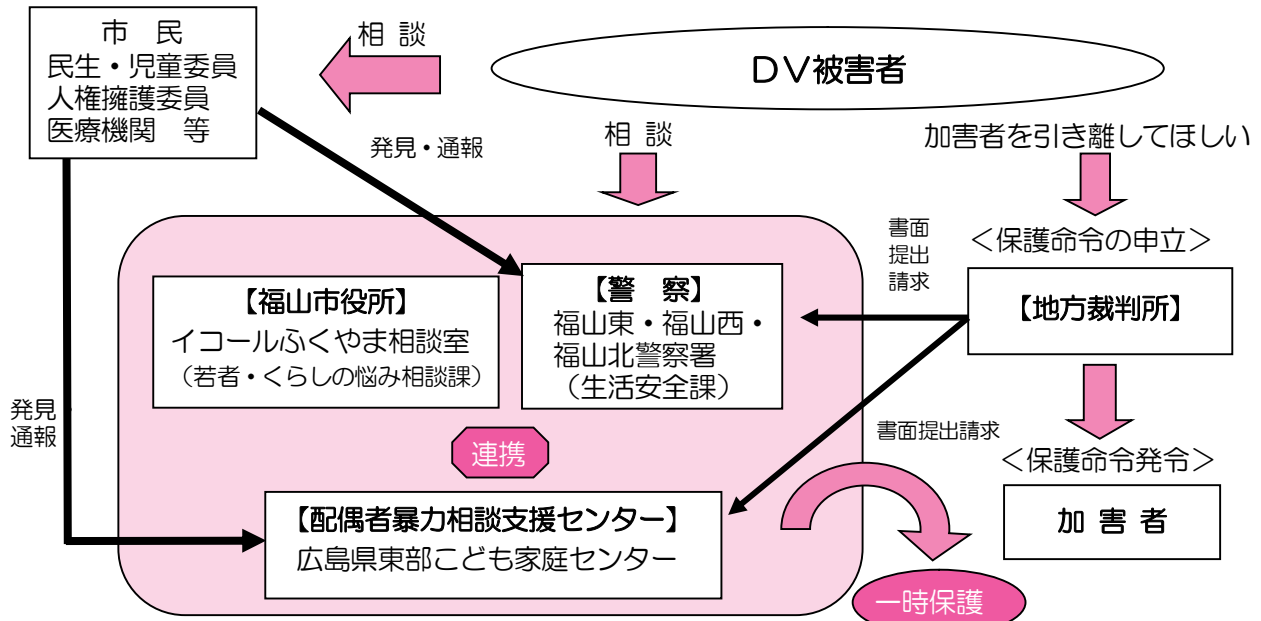
具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①関係機関との連携による適切な一時保護の実施	DV被害者等の身体の安全を確保するため、関係機関と連携しながら、一時保護を行います。	若者・くらしの悩み相談課
②保護施設への同行支援	DV被害者等の身体の安全を確保するために、一時保護施設まで同行します。	若者・くらしの悩み相談課
③住民基本台帳事務における支援措置	DV被害者を保護するための支援措置として、加害者からの住所確認を目的とした、住民票・戸籍の附票の交付を制限します。	市民課
④ワンストップ・サービスの推進【再掲】	DV被害者がスムーズに行政手続きができるよう、関係各課と連携しながら、DV被害者への適切な対応に努めます。	若者・くらしの悩み相談課 関係各課
⑤適切な情報提供	被害者の置かれた状況に適宜対応した情報提供を行うとともに、自立に向けた各種支援を行います。	若者・くらしの悩み相談課 関係各課
⑥国民健康保険の加入支援	国民健康保険の加入支援をします。	保険年金課
⑦市営住宅入居時の優遇措置	DV被害者の居住の安定を図ります。	住宅課
⑧福山ネウボラの推進	関係機関と十分連携を図るなかで情報提供をし、必要な支援を行います。	ネウボラ推進課
⑨児童生徒の就学に関する支援	就学援助費の支給をします。	学事課
⑩保育所等の入所支援	保育所等入所に関する支援をします。	保育施設課
⑪各種手続きにおける情報管理の徹底	DV被害者の情報管理の適切な運用について、関係各課に周知するとともに、関係各課における情報管理を徹底し、被害者の安全確保を図ります。	関係各課

## 施策の方向(23)関係機関との連携の強化

被害者が抱える個々の事案に応じて、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で適切な対応が行われるよう、虐待防止ネットワーク等を通じて、関係機関や民間団体との連携の強化を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①配偶者暴力相談支援センターとの連携	個別のケースごとに必要に応じて随時配偶者暴力相談支援センターと連携します。	若者・くらしの悩み相談課
②虐待防止ネットワークによる連携	関係機関との連携を強化し、被害者の相談・支援に対応します。	若者・くらしの悩み相談課
③民間支援団体との連携・協力	民間支援団体と連携・協力しながら、被害者の状況に応じた支援を行います。	若者・くらしの悩み相談課

●DV被害者支援フロー図●



- 〔発見・通報〕
- ①発見した者による通報 (努力義務)
  - ②医師等による通報 (被害者の意思を尊重)

- 【配偶者暴力相談支援センター】  
広島県西部こども家庭センター (婦人相談所)
- 【一定の基準を満たす施設への委託】  
社会福祉施設, 民間シェルター等

自立支援

福山市 担当課		配偶者暴力相談支援センター (広島県東部こども家庭センター)	
・相談, 被害者の自立支援のための情報提供	若者・くらしの 悩み相談課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談</li> <li>・カウンセリング</li> <li>・緊急時における安全の確保</li> <li>・自立支援のための情報提供, 助言, 関係機関との連絡調整, その他の援助</li> </ul>
・関係機関との連携による一時保護等の安全確保に関する支援			
・関係機関及び民間支援団体等との連携・協力			
・住民基本台帳事務における支援措置	市民課		
・各種手続における情報管理の徹底	関係各課		
・国民健康保険の加入支援	保険年金課		
・市営住宅入居時の優先措置	住宅課		
・子育て支援のための手当の支給	ネウボラ推進課		
・母子生活支援施設における自立支援			
・児童虐待防止等子どもの安全確保に対する支援			
・ひとり親家庭に対する就労支援	保育施設課		
・保育所入所に関する支援			
・児童生徒の就学に関する支援			
・高齢者虐待防止・障がい者虐待防止等, 高齢者・障がい者の安全確保に対する支援	高齢者支援課 障がい福祉課 社会福祉協議会	<p>警察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の制止</li> <li>・被害者の保護</li> <li>・被害発生防止のために必要な措置や援助</li> </ul>	
・生活保護の対応等の支援	生活福祉課		
・心身の回復に向けた支援	健康推進課		
<p>関係機関等</p> <p>医師会, 歯科医師会, 民生・児童委員協議会, 人権擁護委員協議会, 弁護士会, 社会福祉協議会, 社会福祉士会, 人権啓発推進連絡協議会, 民間支援団体等</p>		<p>裁判所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護命令</li> <li>・離婚調停等</li> </ul>	
		<p>法務局 (広島法務局福山支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談</li> <li>・相談機関の紹介</li> </ul>	

## 基本目標Ⅴ だれもが安心して多様な暮らし方ができる環境づくり

職場等でのハラスメント、子どもや高齢者、障がい者への虐待行為等、様々な暴力が深刻な社会問題になっています。セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）や性暴力は、被害者の心身や生活に深刻な影響を与える人権侵害であり、これらの防止に向けた取組や相談しやすい体制を整備することにより、地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

だれもが自立し、安心して暮らすためには、男女が生涯を通じて健康に過ごすことが大切です。このため、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、日頃から自発的に健康づくりに取り組めるよう、ライフステージに応じた健康の保持増進対策を推進します。特に女性は、月経や妊娠・出産等、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援が必要です。

女性が置かれている状況やその背景にある課題への理解を広めながら支援の充実を図るとともに、男性は固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事への重圧や各種ハラスメント等、様々な立場に置かれる人々が安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでいきます。



## 重点目標9 各種ハラスメント等の防止対策の推進

### 【現状と課題】

女性の職業生活が広がる中で、職場等ではセクハラやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のいじめや嫌がらせをはじめ、暮らしの様々な場面で言葉による暴力、いじめ、ストーカー、性暴力等の様々な形態の暴力が社会問題化しています。暴力によって個人の尊厳を傷つけたり、能力発揮を妨げたりする行為を許さない社会にしていくことは、個人や会社、地域にとって重要なことです。

特に性暴力は、子どもや女性に向けられることが多く、被害者は、その深刻さゆえに相談することをためらい、心に傷を抱えたまま生きていることが少なくありません。身近な者からの被害が特に潜在化、深刻化しやすいこと等を踏まえ、各種ハラスメントの防止や、性暴力を未然に防ぐための啓発等に取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

#### 施策の方向(24)各種ハラスメント防止対策の推進

セクハラ、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①出前講座による企業等への啓発	出前講座を希望する企業へ、講師を派遣します。	産業振興課
②各種ハラスメント防止のための広報・啓発	企業等における各種ハラスメントを防止するために、関連法令等の広報・啓発に努めます。	多様性社会推進課 若者・くらしの悩み相談課
③各種ハラスメントにおける相談窓口の周知	各種ハラスメントにおける相談窓口を周知するため、広報紙、ホームページ等へ掲載します。	多様性社会推進課 若者・くらしの悩み相談課
④職場におけるハラスメントの防止	ハラスメントの防止に向けた研修を実施します。	人材育成課

#### 施策の方向(25)女性や子どもに対する性暴力等の防止対策の推進

女性や子どもに対する性暴力等を防止するため、広報・啓発活動を推進するとともに、学校や地域での防犯・見守り活動を推進します。また、性被害ワンストップセンターひろしまを始めとする関係機関との連携により、被害者に対する相談・支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①講座・セミナー等による性暴力予防啓発の実施	性暴力等を未然に防ぐため、講座・セミナーの開催や情報誌等による意識啓発に努めます。	多様性社会推進課
②関係機関との連携・協力	関係機関と連携を図り、被害を受けた女性や子どもに対して、適切に対応します。	若者・くらしの悩み相談課
③パトロール活動の実施	女性や子どもに対する性暴力を含む犯罪を未然に防止するためのパトロール活動を行います。	市民生活課
④スクールカウンセラーの配置による相談【再掲】	学校等において子どもが相談しやすい環境を整備し、早期発見・早期対策に努めます。	学びづくり課

## 重点目標 10 生涯を通じた健康支援

### 【現状と課題】

男性も女性も、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは大切なことです。そして、女性が自分の身体に関して自分で決める権利である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。市民意識調査では女性の健康を守るために必要なこととして、「心の悩みに対応する相談窓口の充実」が59.3%と最も多く、次いで「健康に害を及ぼす事柄に関する啓発」が44.0%、「性感染症や妊娠・出産に関する相談窓口の充実」が43.8%、「子どものときからの性教育」が39.3%と同程度での回答がみられます。こうしたことから、相談体制の充実や、学校教育を始めとした市民への啓発等に取り組んでいく必要があります。

生涯を通じて心身の健康を維持することは、自立した生活を営んでいく上で欠かせない要素であり、男女を問わず共通の願いでもあります。このため、すべての市民のライフステージに応じた健康課題を捉えながら生涯を通じた健康支援が重要となっています。

### 【施策の方向】

#### 施策の方向(26)生涯を通じた健康増進対策の推進

男女がともに、心身やその健康について正しい知識・情報を持ち、日頃から自発的に心身の健康づくりに取り組めるよう、ライフステージに応じた心身の健康の保持増進対策を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①健康増進計画の推進	生涯を通じた健康づくりの普及・啓発を図るため、関係機関と連携した取組を行います。	健康推進課
②女性の健康法, 健康セミナーの開催	女性に対する生涯を通じた健康づくりに理解を深めるとともに、健康の保持増進を図るため、女性の健康法, 健康セミナーを開催します。	多様性社会推進課
③アプリを活用した健康づくりの推進	アプリ「健康マイレージ」を活用し、運動習慣の定着や健診受診等の動機づけを支援し、健康づくりに対する意識の向上と生活習慣の改善を促します。	健康推進課
④食育推進計画の推進	食からの健康づくりの普及・啓発を図るため、関係機関と連携した取組を行います。	健康推進課
⑤食育の重要性の啓発, 保育所・幼稚園・学校の実態に応じた計画的取組	食育指導を推進します。	保育指導課
	学校給食関係職員研修会を開催します。 ICTを活用した食に関する指導を実施します。	学校保健課
⑥食生活改善推進員の養成と活動支援	食を通じた健康づくりを地域で推進する食生活改善推進員を養成し、その活動を支援します。	健康推進課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
⑦スポーツ教室等の充実	スポーツ教室(募集制)、ワンコインスポーツ教室、会員制(月会費)レッスンの開催、スポーツデリバリーサービス事業、子どもの体力向上事業、シニアのための健康事業、各種大会・行事の開催、福山市障害者体育センター事業等を行います。	スポーツ振興課
⑧運動普及推進員の養成と活動支援	地域で行う運動教室等を通じ、運動習慣が定着できるよう推進する運動普及推進員を養成し、その活動を支援します。	健康推進課
⑨特定健康診査・特定保健指導の実施	特定健康診査を実施し、健診の結果、生活習慣病予防の必要な人に対して特定保健指導を行います。	健康推進課
⑩がん検診の実施	がん検診を実施し、精密検査が必要な人へは医療機関受診を促します。	健康推進課

## 施策の方向(27)妊娠・出産等に関する支援

妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目となります。安心して子どもを産み育てることができるよう健康支援の充実を図るとともに、妊娠・出産期から子育て期への切れ目ない支援体制の充実を図ります。

また、不妊に悩む男女への対策を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①福山ネウボラによる相談支援の充実【再掲】	身近な場所に相談窓口を設置し、妊娠期から出産、子育て期、就労・再就職支援まで切れ目のない相談・支援を行います。	ネウボラ推進課
②講座・セミナー、情報誌等による普及・啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及・啓発を図るため、講座・セミナーの開催や情報誌等で啓発します。	多様性社会推進課
③安心できる母子保健の推進	妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、健康診査や訪問相談等を通じた支援を行います。	ネウボラ推進課 健康推進課 多様性社会推進課
④不妊治療の支援	子どもを産み育てたいという夫婦の希望を実現するため、不妊治療費の一部を助成します。 不妊に関する講演会を開催します。	健康推進課
⑤乳幼児健康教育(離乳食講習会等)の実施	乳児の健全な食習慣の確立をめざし、一人一人の子どもの「食べる力」を育むために離乳食講習会を行います。	健康推進課
⑥子育てに関する情報提供の充実	妊産婦や乳幼児等をもつ子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう「あんしん子育て応援ガイド」や子育てアプリを通じて情報提供します。	ネウボラ推進課
⑦発達段階に応じた適切な性教育の推進	学校における、「生命(いのち)の安全教育」の充実を図り、発達段階に応じて児童生徒に思春期における心と身体の発達について理解させ、性と生命を尊重することを啓発します。	学びづくり課
	市内の中・高等学校の生徒・保護者及び教職員を対象に、生と性に関する講演会を実施します。	保健予防課

## 施策の方向(28)心身の健康問題についての対策の推進

喫煙・飲酒等の健康問題，心の健康問題，性感染症予防等について正しい理解を深めるための啓発を継続して行うとともに，相談や支援体制づくりを推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①精神保健福祉相談事業の充実	こころの不調等に関する健康相談に応じます。	健康推進課
②ひきこもり相談事業の充実	ひきこもり相談窓口「ふきのとう」等で，ひきこもりの人及び家族からの相談に応じ，適切な支援につなげます。	健康推進課 関係各課
③自殺対策事業の充実	自殺対策に関する理解を深めるため，講演会や研修会を行います。 身近な人の変化に気づき，声をかけて話を聴き，相談機関につなぐ「ゲートキーパー」を養成します。	健康推進課
④性感染症予防に関する普及・啓発及びHIV抗体検査・相談事業の実施	生涯を通じた健康づくりの普及・啓発を図るため，関係機関と連携して健康意識の啓発を行います。	保健予防課
⑤「喫煙・飲酒等防止教育」の実施，喫煙及び受動喫煙防止に関する普及啓発	健康増進計画に基づき，喫煙・飲酒等防止教育実施校を募集し，ふくやま健康・食育市民会議参画団体等から講師を派遣し，啓発教育を実施します。喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識について，普及啓発します。	健康推進課



健康講座



福山市ひきこもり相談窓口「ふきのとう」

## 重点目標 11 すべての市民が多様性を尊重して共生する環境の整備

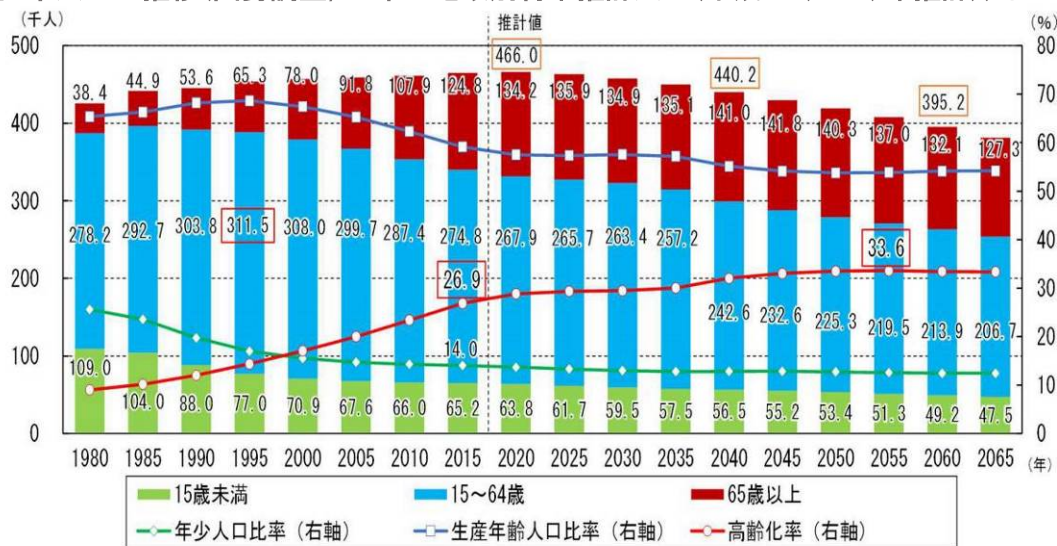
### 【現状と課題】

少子高齢化や国際化の進展等による社会環境の変化，また新型コロナウイルス感染症の影響による雇用・就業環境の悪化や生活様式の多様化等により，介護が必要な高齢者や外国人市民，ニートやひきこもり，ひとり親等，困難や課題を抱え支援を必要とする人が増加しています。

性別に関すること，障がいがあること，ルーツが外国であること，同和問題に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合，固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に，さらに複合的な困難を抱えることがあります。

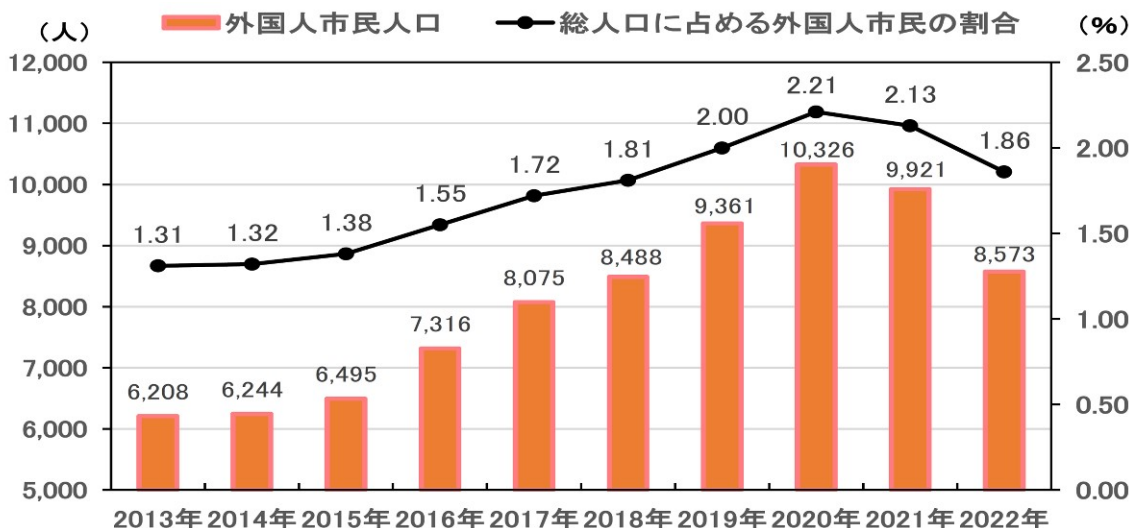
このため，だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう，福祉サービスを始めとする支援の充実を図るとともに，差別や偏見をなくすための啓発等を通して市民の正しい理解を広め，だれもが住みやすい多様性を尊重したまちづくりに取り組んでいく必要があります。

### ●福山市人口の推移(国勢調査，日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計))●



図表：福山市の年齢三区分別人口の推移  
資料：総務省「国勢調査」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

### ●外国人市民人口の推移(各年3月末現在)●



## 【施策の方向】

### 施策の方向(29)子ども・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

子どもや高齢者・障がい者等が、住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるよう、地域安全活動を推進するとともに、地域ぐるみの子育て支援活動の推進、介護保険サービス・障がい福祉サービス等の充実や介護予防事業の推進を図ります。また、生きがいづくり活動や多様な地域活動への参画の促進とともに、地域での支え合いの体制づくりを推進し、生活支援等に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①スクールカウンセラーの配置による相談【再掲】	学校等において子どもが相談しやすい環境を整備し、早期発見・早期対策に努めます。	学びづくり課
②児童・生徒の見守り・あいさつ運動	青少年育成協議会において、児童・生徒の見守り活動及びあいさつ運動を行います。	若者・くらしの悩み相談課
③各種団体・ボランティアによる見守り活動の推進	通学路や公園等における不審者対策として、見守り活動を推進します。	学びづくり課
④防犯教室等の開催	幼稚園、小・中学校で防犯教室等を行い、防犯意識の啓発に努めます。	学びづくり課
⑤子育てや教育に関する相談体制の充実	子育てや教育に関する不安を解消するため、相談体制の充実を図ります。	学びづくり課
⑥介護保険制度の普及・啓発	広報「ふくやま」やパンフレット等による制度の普及・啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課
⑦介護保険サービスの質的向上	介護サービス相談員派遣事業や介護職員技能等向上支援事業等を実施し、サービスの質の向上を図ります。	介護保険課
⑧地域包括支援センター運営事業	包括的支援事業、指定介護予防支援業務を行います。	高齢者支援課
⑨家族介護者等支援事業	介護者の負担を軽減するとともに、介護者同士の情報交換・交流の場を提供します。	高齢者支援課
⑩介護予防普及啓発事業	広報や講座等により、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自主的な介護予防に資する活動を育成・支援します。	健康推進課
⑪フレイル予防の推進	市民自らが健康づくりに取り組み、だれもが健やかでいきいきと暮らせるよう、フレイルの予防を推進します。	健康推進課
⑫生きがい対策・社会参加の推進	高齢者が生きがいをもって、社会との関わりを持ちながら暮らせるよう、地域社会で活躍できる機会の提供や自立支援のための取組を推進します。	高齢者支援課
⑬一人暮らし高齢者巡回相談	高齢者が健全で安らかに生活できるよう、巡回相談を行います。	高齢者支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
⑭市営住宅入居時の優遇措置	高齢者・障がい者の居住の安定を図ります。	住宅課
⑮成年後見制度利用支援事業	高齢者や障がい者等の権利擁護に向けて、成年後見制度の利用支援を行います。	高齢者支援課 障がい福祉課
⑯障がい福祉サービスの充実	障がい者等が地域で安心して生活でき、社会参加が図れるよう、障がい福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
⑰障がい児保育推進事業	保育を必要とする障がい児を保育所等で受入れ、健常児と共に統合した環境の下で保育することで、障がい児のよりよい成長発達を促します。	保育施設課

### 施策の方向(30)外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚

外国人市民が地域の一員として安心して暮らせるよう、相談体制の充実を図るとともに、多言語による生活情報の提供等の支援を行います。また、言語や文化、価値観等の違いを認め合いながら、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①在住外国人生活相談事業	多言語により外国人市民の生活に関する相談に対応します。	市民生活課
②交流促進講座の開催	広く地域住民を対象に、高齢者交流、子育て世代者交流、多文化交流の促進を目的とした講座を開催します。	まちづくり推進課
③多文化共生のまちづくり推進事業	多文化共生事業の実施や、やさしい日本語・多言語による情報提供、外国人市民の活躍できる場の提供等を行います。	多様性社会推進課

### 施策の方向(31)女性・子ども・性的マイノリティ等の人権の尊重

女性や子ども、性的マイノリティ、国籍、社会的地位や生まれ等に起因する差別や偏見をなくすための啓発を行うとともに、これらに関わる悩みや問題を抱える方に、相談窓口や必要な情報の提供に努めます。

また、性の商品化につながるようなメディアでの取扱いの抑止に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①パネル展示等による啓発	パネル展示、啓発資料の作成・配布及び各種出前講座等により啓発活動を実施します。	多様性社会推進課
②適切な相談の実施	相談者の様々な悩みや不安等を受け止めるとともに、相談内容に応じ、より適切な庁内部署・関係機関の案内や情報提供等を行います。	関係各課
③有害図書等から青少年を守る取組の推進【再掲】	青少年の健全育成を図るため、地域における社会環境浄化の推進に努めます。	若者・くらしの悩み相談課

## 施策の方向(32)困難・課題を抱える人への支援の充実

社会の複雑化により困難や課題を抱え支援を必要とする人が、地域のセーフティネットの関わりの中で安心して暮らせるための支援を行います。支援策としてニートやひきこもり等の若年者の自立支援、ひとり親家庭の自立支援、生活困窮や子どもの貧困問題への対応、子ども・高齢者・障がい者等の虐待防止等に関係機関や地域と連携を図りながら取り組めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課
①自立相談支援事業	経済的な面で生活に困られている人の様々な課題に対し、相談支援員が寄り添い、課題解決に向けて支援を行います。	生活福祉課
②若年者就労支援事業	ニートやフリーターの若者及びその家族や市内事業者を対象に、就職支援のあり方について考えるセミナーを実施します。	産業振興課
③福山ネウボラによる相談支援の充実【再掲】	身近な場所に相談窓口を設置し、妊娠期から出産、子育て期、就労・再就職支援まで切れ目のない相談・支援を行います。	ネウボラ推進課
④養育支援訪問事業	子どもを養育する上で、特に支援が必要と判断する家庭に対し、専門的相談支援及び育児や家事の援助を行います。	ネウボラ推進課
⑤ひとり親家庭等の自立支援の推進【再掲】	経済的自立に効果的な資格取得の促進や就労支援を行います。	ネウボラ推進課
⑥医療費助成や貸付金制度等の経済的支援	ひとり親等の生活の安定とその児童の福祉を増進するために経済的支援を行います。	ネウボラ推進課
⑦母子生活支援施設における自立支援	母子生活支援施設において、母子家庭やこれに準ずる事情にある家庭の母子を保護するとともに自立を支援します。	ネウボラ推進課
⑧子ども健全育成支援事業	不登校等の課題を抱えた生活困窮世帯等の子どもの自立支援の一環として養育相談や居場所を兼ねた学習支援等を実施します。	ネウボラ推進課
⑨フリースクールかがやきの充実	子どもたちが自分で時間・内容・方法等を決めて学ぶことができる場・個に応じた学びの充実を図ります。	学びづくり課
⑩発達障がい児等に関する相談・医療等の支援体制の充実	発達障がい又はその疑いのある就学前の児童及び本センターに受診歴がある小学生を対象として、相談、診察、訓練等を行うことにより、発達障がい児等の発達を早期に支援します。	こども発達支援センター
⑪発達障がいの専門家(巡回相談員)による校内研修の実施	障がいのある幼児・児童・生徒とその家族が、地域で安心して暮らすことができるよう、支援や環境整備を行います。	学びづくり課
⑫困難を抱える女性に対する相談事業の充実	相談員を配置し、DV等の被害者の子どもに関する相談に対応するとともに、必要に応じて関係課・関係機関と連携します。	若者・くらしの悩み相談課
⑬児童虐待防止等ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)活動の推進	啓発活動や関係機関との連携を通じ、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。	ネウボラ推進課



具体的施策	具体的施策の概要	担当課
⑭高齢者の虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク関係機関と連携し、高齢者虐待の防止に取り組みます。	高齢者支援課
⑮障がい者の虐待防止事業	障がい者虐待防止ネットワーク関係機関と連携し、障がい者虐待の防止に取り組みます。	障がい福祉課



フレイルチェック会



多文化共生のまちづくり推進事業



## 第4章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 関係機関，市民，民間団体等との連携・協働
- 3 計画の進行管理

# 1 推進体制

## (1) 市内体制

男女共同参画の推進は、市民生活のあらゆる分野に関わるものであることから、全庁的に行われることが必要です。このため、庁内部署で構成される「福山市男女共同参画推進会議」において、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な取組を推進します。

## (2) 福山市男女共同参画審議会との連携

市議会、関係行政機関、関係団体、事業者の各代表及び市民で構成される「福山市男女共同参画審議会」と連携して、男女共同参画に係る重要課題の把握に努め、市民や事業者の意見を幅広く施策に反映します。

# 2 関係機関，市民，民間団体等との連携・協働

## (1) 国・県等関係機関との連携

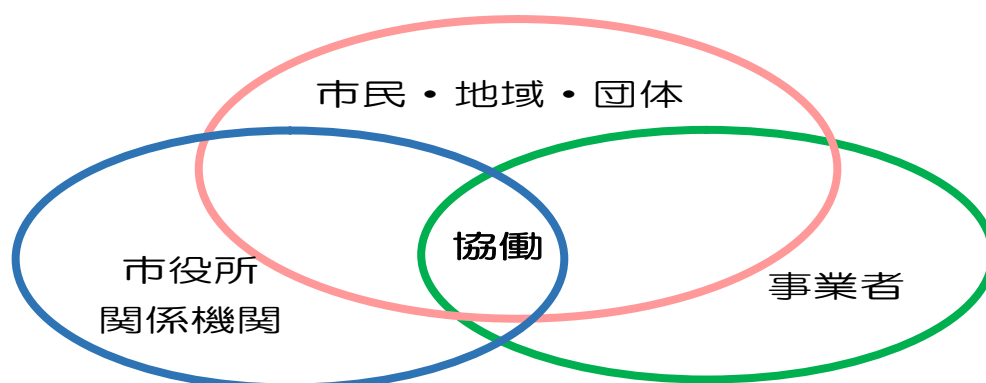
男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。このため、国・県等関係機関との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

## (2) 市民，民間団体，事業者との協働

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民や民間団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。このため、市民や団体、事業者等に対して積極的な情報提供に努めます。

また、登録団体等との相互の連携を促進するなど、市民と協働して男女共同参画の推進に努めます。

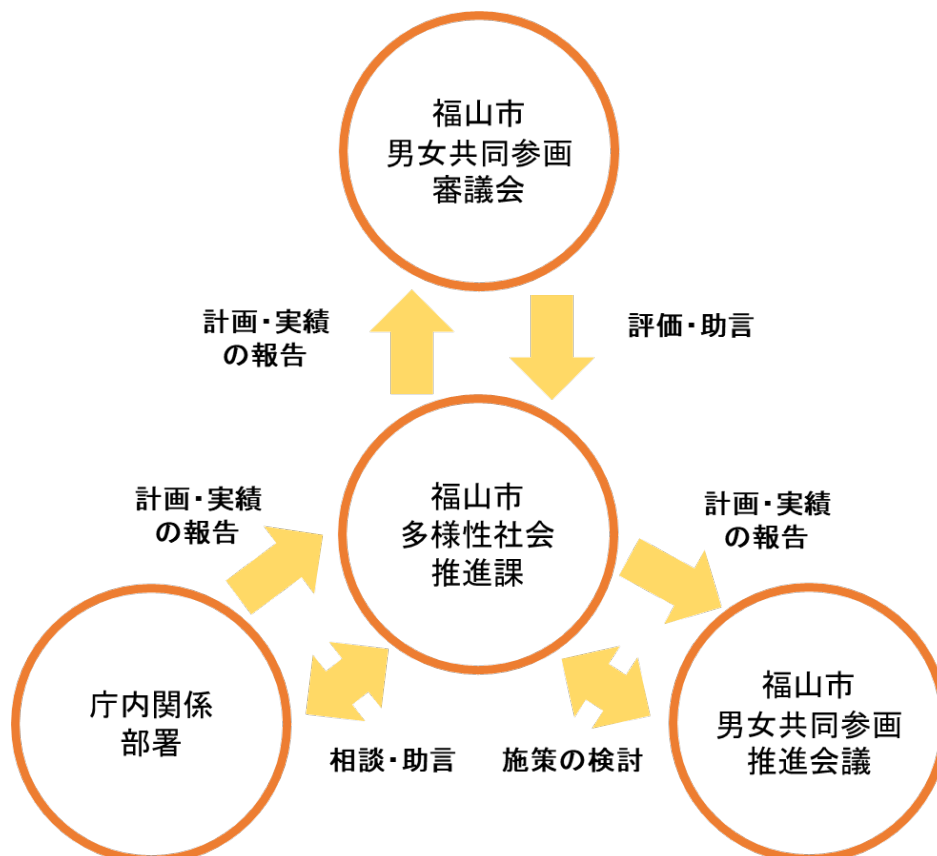
### ●連携・協働による推進(イメージ)●



### 3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、各施策の着実な実施を行うとともに、施策の進捗状況を毎年度把握して年次報告書としてとりまとめ、「福山市男女共同参画推進会議」、「福山市男女共同参画審議会」を通じて評価・点検を行います。

#### ●計画の推進体制(イメージ)●





## 第5章 主な指標と目標値

福山市男女共同参画基本計画（第5次）における主な指標と目標値

●福山市男女共同参画基本計画(第5次)における主な指標と目標値●

基本目標	No.	指標	現状値 (2021年度)	目標値	
I	1	社会全体で「男女の地位が平等となっている」と思う人の割合	11.8%	20%	2026年度
	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合	73.0%	80%	2026年度
II	3	市の審議会等委員に占める女性の割合	26.4%	30% (最終目標は男女の委員数の均衡を図る)	2027年度
	4	「今後、役員や管理職に女性を積極的に登用しよう」と考えている事業所の割合	69.8%	80%	2026年度
	5	女性人材リスト登録者数	47人	60人	2027年度
	6	防災リーダーに占める女性の割合	21.0%	25%	2025年度
III	7	ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者数	137社	155社	2025年度
	8	男性の育児休業取得率	12%	30%	2025年度
	9	「この地域で子育てをしたいと思う親」の割合	94.7%	96%	2025年度
	10	「ポジティブ・アクションに取り組んでいる」事業所の割合	48.1%	60%	2026年度
	11	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業所の割合	40.6%	50%	2026年度
	12	女性の活躍を推進する上で「家庭責任を考慮する必要がある」を問題として捉える事業所の割合	54.7%	50%以下	2026年度
	13	人材シェアリングの登録企業数	160社	300社	2025年度
IV	14	DVに対する認知度	71.7%	80%	2026年度
	15	デートDV予防啓発講座を実施している学校数	8校	12校	2027年度
	16	DVを受けたことがある人の内、「誰にも相談しなかった人」の割合	65.1%	50%以下	2026年度



基本目標	No.	指 標	現状値 (2021年度)	目標値	
	17	DVの相談窓口を知っている人の割合	83.0%	90%	2026年度
V	18	子宮頸がん・乳がん検診受診率 (福山市実施分)	子宮頸がん 20~39歳 8.4% 40~64歳 11.4% 65歳以上 6.0% 乳がん 40~64歳 7.1% 65歳以上 6.0%	子宮頸がん 20~39歳 9.0% 40~64歳 11.8% 65歳以上 6.9% 乳がん 40~64歳 10.1% 65歳以上 7.4%	2023年度
	19	性的マイノリティに関する人権問題の認知度	64.1%	70%	2027年度

※ No.18の目標値については、次期健康増進計画策定時に見直し、設定する。

<参考>本市職員に対する取組の状況

福山市特定事業主行動計画（次世代育成支援及び女性職員の活躍推進に関する行動計画）より  
（計画期間：2020年(令和2年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日まで）

基本目標	指 標	策定時	目標値		現状値 (2021年度)
Ⅱ	市職員の管理職に占める女性の割合	15.6% (2019年度)	18.0%	2024年度	17.0%
Ⅲ	男性市職員の育児休業取得率	2.8% (2018年度)	13.0%	2023年度	28.3%



## 参 考 資 料

- 1 策定経過
- 2 関係法令
- 3 福山市男女共同参画審議会委員名簿
- 4 男女共同参画に向けた国内外の動き
- 5 用語解説

# 1 策定経過

## (1)男女共同参画に関する市民意識調査の実施

- ・調査期間 2021年（令和3年）10月6日～10月31日
- ・調査対象 福山市在住の満18歳以上の市民3,000人（男女各1,500人）
- ・回答状況 有効回答数964件（有効回答率32.1%）

## (2)女性活躍推進に関する事業所アンケート調査の実施

- ・調査期間 2021年（令和3年）10月6日～10月31日
- ・調査対象 福山市内に本社がある事業所300事業所
- ・回答状況 有効回答数106件（有効回答率35.3%）

## (3)福山市男女共同参画基本計画(第5次)[素案]に対するパブリック・コメントの募集

- ・募集期間 2022年（令和4年）10月17日～11月15日
- ・募集結果 1通，意見の件数39件

## (4)福山市男女共同参画推進会議・審議会の開催

年 月 日	項 目	審 議 内 容
2021年（令和3年） 7月21日 8月2日	2021年度（令和3年度） 第1回推進会議 第1回審議会	男女共同参画に関する市民意識調査等の調査項目について審議
2022年（令和4年） 2月16日 3月17日	2021年度（令和3年度） 第2回推進会議 第2回審議会	男女共同参画に関する市民意識調査等結果及び計画の骨子について審議
2022年（令和4年） 7月20日 8月19日	2022年度（令和4年度） 第1回推進会議 第1回審議会	計画に盛り込むべき事項について審議
2023年（令和5年） 1月19日 2月8日	2022年度（令和4年度） 第2回推進会議 第2回審議会	パブリック・コメントの結果，素案，主な指標と目標値について審議

## 2 関係法令

### 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

#### 目次

前文

第 1 章 総則（1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。



(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

### 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)

### 第 3 章 事業主行動計画等

#### 第 3 章の 1 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)

#### 第 3 章の 2 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 18 条)

#### 第 3 章の 3 特定事業主行動計画 (第 19 条)

#### 第 3 章の 4 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 20 条・第 21 条)

### 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 22 条—第 29 条)

### 第 5 章 雑則 (第 30 条—第 33 条)

### 第 6 章 罰則 (第 34 条—第 39 条)

### 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- 二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 5 条の 5、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第8項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

（平二九法一四・一部改正）

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成29年3月31日法律第14号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定  
公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の十一から第32条の十五まで、第32条の十六第1項及び第51条の項及び第48条の三及び第48条の四第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和4年3月31日法律第12号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第32条及び第32条の十一第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 第1条中雇用保険法第10条の四第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第48条」を「第47条の三」に改める部分に限る。）、同法第5条の二第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。）並びに第3条の規定（職業能力開発促進法第10条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第15条の二第1項の改正規定及び同法第18条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定（「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

平成 19 年 12 月 18 日策定  
平成 22 年 6 月 29 日改定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

### ■ [ いま何故仕事と生活の調和が必要なのか ]

#### ◆ (仕事と生活が両立しにくい現実)

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の看護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### ◆ (働き方の二極化等)

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

#### ◆ (共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識)

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### ◆（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### ◆（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

#### ◆（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。



## ◆（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

## ■〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- 1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

- 2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

- 3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

## ■〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

◆（企業と働く者）

（１） 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

◆（国民）

（２） 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

◆（国）

（３） 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

◆（地方公共団体）

（４） 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

## 目次

### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

##### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

#### 第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

#### 第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

#### 第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

#### 第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

##### 第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

#### 第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### （定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行

う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対す

る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じく同居している子及び配偶者と同じく同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容



## 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)
- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前二項の場合について準用する。  
(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認め  
る者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成16年法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成 19 年法律第 113 号〕 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成 25 年法律第 72 号〕 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成 26 年法律第 28 号〕 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 略

2 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則〔令和元年法律第 46 号〕 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほかこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日  
(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

# 福山市男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 26 日

条例第 19 号

改正 令和 4 年 12 月 19 日条例第 41 号

## 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策等（第 9 条—第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条・第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

附則

個人の尊重と男女平等を基本的人権として保障した日本国憲法が制定され、我が国では、「国際婦人年」以降の世界的な取組と連動する中で、女性の地位向上に向けた法制上の整備がされてきた。そうした中制定された「男女共同参画社会基本法」においては、21 世紀の我が国が少子高齢化の進展、国内経済の成熟化等社会経済情勢の急速な変化に対応していくための最重要課題として、男女共同参画社会の実現を位置付けている。

福山市においても、住みやすさ、働きやすさが保障される「人間環境都市」をまちづくりの基本理念とし、すべての人の人権が尊重され、性別にかかわらず、その人の個性で活躍できる社会の実現を目指し、さまざまな取組を進めてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識などに基づく社会の制度や慣行が今なお根強く存在し、真の男女共同参画社会の実現には至っていない。

私たちは、多様な人々がつどう瀬戸内の拠点都市としての役割を自覚するとともに、個性豊かなばらのまちづくりに向けた先人たちのたゆまぬ努力に習い、社会を構成する男女が共に責任を担い合い、対等な立場で社会に参画する、男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びにその推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。



- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えること、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活、職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら主体的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等のパートナーに対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、広く市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに性を商品として扱う表現を行わないように努めなければならない。

## 第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映できるよう、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、福山市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(附属機関等における男女共同参画の推進)

第11条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(施策策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動を充実させる等の適切な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、市民が男女共同参画に関する関心と理解を深めることができるようにするため、あらゆる分野における教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第 15 条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を有し、又は男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる市民等(市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者をいう。)は、市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関又は団体と協力し、これに適切かつ迅速な対応をとるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第 1 項の規定による申出に対応するため、福山市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第 1 項の規定による申出に対応する場合、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

5 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(調査研究)

第 16 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第 17 条 市は、市民、民間の団体及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者等の表彰)

第 18 条 市長は、男女共同参画に関する取組の推進を図るため、当該取組を積極的に行う事業者及び民間の団体(以下「事業者等」という。)の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項の表彰を行ったときは、事業者等の取組を公表するものとする。

(年次報告)

第 19 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第 3 章 男女共同参画審議会

(設置及び所掌事項)

第 20 条 男女共同参画の推進を図るため、福山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置き、次の事項を所掌する。

(1) 基本計画の策定に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べるることができる。

(組織及び運営)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員のうち5人以内は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

#### 第4章 雑則

##### (委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。  
(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第112号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(福山市男女共同参画センター条例の廃止)
- 2 福山市男女共同参画センター条例(平成15年条例第47号)は、廃止する。

## 福山市男女共同参画推進条例施行規則

---

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市男女共同参画推進条例(平成14年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第15条第1項の規定による苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)は、申出書を市長に提出して行わなければならない。

(苦情処理の通知)

第3条 市長は、苦情の申出に対応したときは、その結果を当該苦情の申出者に通知するものとする。

(事業者等の表彰の実施等)

第4条 条例第18条第1項の表彰(次項において「表彰」という。)を受けることができる者は、本市の区域内に事業所又は事務所を有する事業者及び本市の区域内において活動している民間の団体(次項において「事業者等」という。)とする。

2 前項の場合において、市は、あらかじめ市民若しくは経済団体からの推薦又は表彰を受けようとする事業者等からの申出を求めることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 条例第20条に規定する福山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 条例第21条第6項に規定する専門部会は、会長が指定する審議会の委員で組織する。

2 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会において調査し、又は検討した結果を審議会に報告しなければならない。

(書類の様式)

第8条 第2条に規定する申出書の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日規則第 17 号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 福山市男女共同参画審議会委員名簿

2022年（令和4年）6月23日～2023年（令和5年）2月28日

50音順・敬称略

名 前	所 属 団 体	備 考
荒 玉 賢 佑	福山市議会	
石 井 昌 子	公募委員	
市 瀬 信 子	福山平成大学	
大 庭 直 美	厚生労働省広島労働局	副会長
小 柴 訓 治	福山人権啓発企業連絡会	
後 藤 学	福山商工会議所	
小葉竹 靖	福山市	
佐 藤 勢 子	福山市連合民生・児童委員協議会	
正 保 正 恵	福山市立大学	会長
辻 川 亨	公募委員	
陶 卓 娅	公募委員	
馬 場 正 人	広島弁護士会福山地区会	
平 賀 悦 子	部落解放同盟福山市協議会	
平 木 滋 子	公募委員	
森 井 美 幸	連合広島福山地域協議会	

## 4 男女共同参画に向けた国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際婦人年</li> <li>●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)・「世界行動計画」採択</li> <li>●「国連婦人の十年」採択(1976年～1985年)(第30回国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置</li> <li>●「婦人問題企画推進会議」設置</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法」改正, 施行(離婚復氏制度)</li> </ul>		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国内行動計画」策定</li> <li>●「国立婦人教育会館」(現「独立行政法人国立女性教育会館」)開館</li> <li>●「国内行動計画前期重点目標」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性行政の総合窓口を「民生部青少年婦人対策室」に設置</li> <li>●「婦人問題行政連絡協議会」設置</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択(第34回国連総会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年婦人課」設置(「青少年婦人対策室」改組)</li> <li>●「広島県婦人対策推進会議」設置</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」署名, 批准・発効(1985年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ILO(国際労働機関)「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」及び「同勧告」を採択</li> <li>●「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法」改正, 施行(配偶者の相続分引上げ)</li> <li>●「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国籍法」改正, 施行(父母両系主義)</li> <li>●「勤労婦人福祉法」を改正し, 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」公布</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人問題企画推進有識者会議」設置(「婦人問題企画推進会議」を改組)</li> <li>●「男女雇用機会均等法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定</li> <li>●「広島県婦人対策推進懇話会」設置</li> <li>●婦人総合センター基本構想発表</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>		



年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
1988年 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出</li> <li>●「広島県女性プラン」策定</li> <li>●「財団法人広島県女性会議」設立</li> </ul>	
1989年 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年婦人課」に「婦人係」設置</li> <li>●広島県婦人総合センター「エソール広島」開館</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人問題行政連絡協議会」を「女性問題行政連絡協議会」に名称変更</li> </ul>	
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定</li> <li>●「育児休業等に関する法律(育児休業法)」公布, 施行(1992年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年女性課女性係」設置(「青少年婦人課婦人係」改組)</li> <li>●「広島県女性対策推進懇話会」設置</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●初代婦人問題担当大臣の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言</li> <li>●「広島県女性プラン(第一次改定)」策定</li> <li>●「女性問題行政連絡協議会」を「女性問題行政推進協議会」に機能強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「市民生活部青少年女性課」設置(「青少年対策課」改組)</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(第48回国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布, 施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「青少年女性課」に「女性係」設置</li> <li>●「福山市女性行動プラン策定懇話会」設置</li> <li>●「福山市女性行政推進会議」設置</li> <li>●「男女平等に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際人口開発会議」開催(カイロ)</li> <li>●「人権教育のための国連十年」採択(1995年～2004年)(第49回国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府に「男女共同参画室」, 「男女共同参画審議会」(政令)設置(「婦人問題担当室」, 「婦人問題企画推進有識者会議」廃止), 「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」改組)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性行動プラン策定懇話会「21世紀へ向けてのふくやまいきいきプラン」提言</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京)・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児休業法」を改正し, 「育児休業, 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」公布, 一部施行, 全面施行(1999年)</li> <li>●ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)批准</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ふくやま女性プラン」策定</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申</li> <li>●「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>		
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画審議会」(法律)設置</li> <li>●「男女雇用機会均等法」を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(改正「男女雇用機会均等法」)」公布,一部施行(母性保護に関する規定,1998年),全面施行(募集等における女性差別の禁止等,1999年)</li> <li>●「労働基準法」改正,一部施行(母性保護に関する規定,1998年),全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消,1999年)</li> <li>●「育児・介護休業法」改正,施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限創設,1999年)</li> <li>●「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定</li> <li>●「介護保険法」公布,施行(2000年)</li> </ul>		
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言</li> <li>●「広島県男女共同参画プラン」策定</li> <li>●「青少年女性課男女共同参画推進班」設置(「青少年女性課女性係」改組)</li> <li>●「広島県男女共同参画推進本部」設置</li> </ul>	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画社会基本法」公布,施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広島県男女共同参画懇話会」設置</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)・「政治宣言」,「成果文書」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」公布,施行</li> <li>●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題ー」答申</li> <li>●「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ふくやま女性プラン実施計画」策定</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布、一部施行、全面施行(2002年)</li> <li>●「育児・介護休業法」改正、一部施行(育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等)、全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の制限等、2002年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画推進室」設置(「青少年女性課男女共同参画推進班」改組)</li> <li>●懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言</li> <li>●「広島県男女共同参画推進条例」公布、施行(2002年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する市民意識調査」、「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施</li> </ul>
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広島県男女共同参画審議会」設置</li> <li>●審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問</li> <li>●審議会答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福山市男女共同参画推進条例」公布、施行</li> <li>●「福山市男女共同参画審議会」設置</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行、全面施行(2005年)</li> <li>●「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広島県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福山市男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●「福山市男女共同参画センター(愛称:イコールふくやま)」開所</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進本部「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」決定</li> <li>●「DV防止法」改正、施行(配偶者からの暴力の定義の拡大等)</li> <li>●「育児・介護休業法」改正、施行(育児等休業取得対象者の拡大等、2005年)</li> </ul>		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第49回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+10」世界閣僚級会合、ニューヨーク)・宣言文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに輝く社会へー」答申</li> <li>●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問</li> <li>●審議会答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「人権推進部男女共同参画センター」設置(「青少年女性課」改組)</li> <li>●「男女共同参画に関する事業所アンケート」実施</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正、施行(性差別禁止の範囲の拡大等、2007年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>●「人権・男女共同参画室」設置(「男女共同参画推進室」改組)</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	

年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「パートタイム労働法」改正，一部施行(事業主等支援の整備)，全面施行(労働条件の文書公布・説明義務，2008年)</li> <li>●「DV防止法」改正，施行(保護命令制度の拡充等，2008年)</li> <li>●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> <li>●男女共同参画審議会に「福山市男女共同参画基本計画(第2次)策定について」諮問</li> </ul>
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「次世代育成支援対策推進法」改正，一部施行(行動計画の公表及び従業員への周知の義務化2009年)，全面施行(行動計画届け出義務企業の拡大，2011年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「人権男女共同参画課」設置(「人権・男女共同参画室」改組)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「福山市男女共同参画基本計画(第2次)策定について」答申</li> <li>●「福山市男女共同参画基本計画(第2次)」策定</li> <li>●センター登録団体と協働して、「イコールふくやま開所5周年記念フェスタ」開催</li> </ul>
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児・介護休業法」改正，一部施行(公表・過料・紛争解決援助制度)，全面施行(育児等休業取得対象者の拡大等，2010年)</li> </ul>		
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第54回国連婦人の地位委員会開催(国連「北京+15」記念会合，ニューヨーク)・宣言文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(答申)</li> <li>●「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> <li>●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第3次)に盛り込むべき事項」諮問</li> <li>●審議会答申</li> </ul>	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定</li> <li>●「広島県男女共同参画施策推進協議会」設置</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定</li> </ul>	
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> <li>●男女共同参画審議会に「福山市男女共同参画基本計画(第3次)策定について」諮問</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ストーカー規制法」改正, 施行(規制対象の拡大等)</li> <li>●「DV防止法」改正, 施行(配偶者の定義の拡大等, 2014年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●(財)広島県女性会議が(公財)広島県男女共同参画財団に移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「福山市男女共同参画基本計画(第3次)策定について」答申</li> <li>●「福山市男女共同参画基本計画(第3次)[福山市DV対策基本計画]」策定</li> <li>●センター登録団体と協働して、「イコールふくやま開所10周年記念事業」開催</li> </ul>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「次世代育成支援対策推進法」改正, 一部施行, 全面施行(2015年)[2025年3月まで有効期限を延長]</li> <li>●「パートタイム労働法」改正, 施行(正社員と差別的扱いが禁止されるパートタイム労働者拡大, 2015年)</li> </ul>		
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「持続可能な開発目標(SDGs)」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布, 施行</li> <li>●男女共同参画会議「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(答申)</li> <li>●「第4次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第4次)に盛り込むべき事項」諮問</li> </ul>	
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「育児・介護休業法」改正(対象の拡大, 努力義務の創設等)</li> <li>●「ストーカー規制法」改正(規制対象の拡大等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●審議会答申</li> <li>●「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」策定</li> <li>●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「男女共同参画に関する市民意識調査等」実施</li> </ul>
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G7タオルミーナ・サミット開催(イタリア)・宣言文採択</li> <li>●APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム)・声明文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)男女雇用機会均等法」施行</li> <li>●働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を決定</li> <li>●「(改正)ストーカー規制法」全面施行</li> <li>●「(改正)育児・介護休業法」施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会に「福山市男女共同参画基本計画(第4次)策定について」諮問</li> </ul>
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G7シャルルボワ・サミット開催(カナダ)・宣言文採択</li> <li>●アジア太平洋経済協力(APEC)女性と経済フォーラム開催(パプアニューギニア)</li> <li>●G20 ブエノスアイレス・サミット開催(アルゼンチン)・宣言文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)子ども・子育て支援法」施行</li> <li>●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li> <li>●「民法」一部改正(成年年齢の引下げ, 婚姻開始年齢の男女統一等)</li> <li>●「働き方改革関連法」成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画審議会「福山市男女共同参画基本計画(第4次)策定について」答申</li> <li>●「福山市男女共同参画基本計画(第4次)[福山市女性活躍推進計画][福山市DV対策基本計画(第2次)]」策定</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	広島県の動き	福山市の動き
2018年 (平成30年)				●「まちづくり推進部青少年・女性活躍推進課」設置(「男女共同参画センター」改組)
2019年 (平成31年・令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G20 大阪サミット開催(日本)</li> <li>●G7ピアリッツ・サミット開催(フランス)・宣言文採択</li> <li>●APEC女性と経済フォーラム開催・声明文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「働き方改革関連法」公布・順次施行</li> <li>●「女性活躍推進法」改正・一部施行(一般事業主行動計画策定義務の拡大、認定制度の創設等)</li> <li>●「男女雇用機会均等法」改正(不利益取扱いの禁止等)</li> <li>●「育児・介護休業法」改正(育児・介護休暇取得の選択肢拡大等)</li> <li>●「DV防止法」一部改正(児童虐待の防止強化等)</li> </ul>		
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●G20 リヤド・サミット開催(サウジアラビア)・宣言文採択</li> <li>●W20 サミット ハイレベルセッション開催(オンライン)</li> <li>●OECD ジェンダー主流化作業部会開催(パリ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)男女雇用機会均等法」施行</li> <li>●「(改正)DV防止法」一部施行</li> <li>●「(改正)女性活躍推進法」施行</li> <li>●男女共同参画会議「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」策定</li> <li>●「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」策定</li> </ul>	●審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第5次)に盛り込むべき事項」諮問	
2021年 (令和3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行</li> <li>●「(改正)育児・介護休業法」施行</li> </ul>	●「わたらしい生き方応援プランひろしま」(広島県男女共同参画基本計画(第5次))策定	●「男女共同参画に関する市民意識調査等」実施
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「(改正)女性活躍推進法」施行</li> <li>●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(2024年施行)</li> </ul>		
2023年 (令和5年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>●「福山市男女共同参画基本計画(第5次)」〔福山市女性活躍推進計画(第2次)〕〔福山市DV対策基本計画(第3次)〕策定</li> <li>●「まちづくり推進部多様性社会推進課」設置(「青少年・女性活躍推進課」改組)</li> <li>●男女共同参画センター施設の廃止</li> </ul>

## 5 用語解説

### ア行

用語	説明
アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込みのこと。育つ環境，所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ，既成概念，固定観念となっていくこと。
育児・介護休業法	正式名は，「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児又は家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のため，1992年（平成4年）に「育児休業法」として施行され，1995年（平成7年）に「育児・介護休業法」に改正された。 2004年（平成16年）の改正では，育児休業期間の延長や期間雇用者（パートタイマー等）への育児休業の適用等が，また，2009年（平成21年）の改正では，3歳までの子を養育する労働者についての短時間勤務制度（1日6時間）の導入等が盛り込まれた。 2021年（令和3年）6月に育児・介護休業法が改正され，2022年（令和4年）4月1日から段階的に施行されている。（1雇用環境整備，個別の周知・意向確認の措置の義務化，2有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【2022年（令和4年）4月1日施行】。3産後パパ育休（出生時育児休業）の創設，4育児休業の分割取得【2022年（令和4年）10月1日施行】。5育児休業取得状況の公表の義務化【2023年（令和5年）4月1日施行】）。
well-being	「身体的・精神的・社会的に良好で，持続的に満たされている状態」を表し，社会的な幸福度を測る指標としても注目されている。
NPO	Non-Profit Organization の略で，民間非営利団体（組織）と訳される。医療・福祉，環境，災害復興，地域振興等，様々な分野の市民運動やボランティア活動等をする団体（組織）のこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき，30歳代を谷とし，20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは，結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く，子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお，国際的にみると，アメリカやスウェーデン等の欧米先進国では，子育て期における就業率の低下はみられない。
L字カーブ	日本の女性の正規雇用比率を年齢別にグラフ化すると，20歳代後半をピークに右肩下がりで低下していく傾向がアルファベットのLのような形になることをいう。
エンパワーメント	力（パワー）をつけること。女性が，政治，経済，家庭等のあらゆる場で，自分たちのことは自分たちで決め，行動できる能力を身に付け，その能力を発揮して行動していくことをいう。

## カ行

用語	説明
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」, 「男は主要な業務・女は補助的業務」等に表されるように, 個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方や意識をいう。このような考え方は, 女性の社会参画や能力向上, 男女対等な家庭責任の分担を妨げる要因となっている。 近年では, 「男は仕事, 女は家庭も仕事も」という「新たな性別役割分担」の問題も生じている。

## サ行

用語	説明
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方, 社会通念や慣習の中には, 社会によって作り上げられた「男性像」, 「女性像」があり, このような男性, 女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は, それ自体に良い, 悪いの価値を含むものではなく, 国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数	経済・教育・政治参加等の分野で, 世界各国の男女間の不均衡を示す指標。
指導的地位	「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（2007年〔平成19年〕2月, 男女共同参画会議決定）においては, 「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ, ①議会議員, ②法人・団体等における課長相当職以上の者, ③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。
食育	食に関する適切な判断力を養い, 生涯にわたって健全な食生活を実現することにより, 心身の健康増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組をいう。2005年（平成17年）に施行された「食育基本法」では, 子どもたちが豊かな人間性を育み, 生きる力を身に付けていくためには, 何よりも「食」が重要であることから, 「食育」を, 生きる上での基本であって知育, 徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けている。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	1979年（昭和54年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され, 1981年（昭和56年）に発効。我が国は1985年（昭和60年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし, 具体的には, 女子に対する差別を定義し, 政治的及び公的活動, 教育, 雇用, 保健, 家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	2015年（平成27年）に成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が, その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために, 女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や, 女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体, 民間企業等※）に義務付けられた。※常時雇用する労働者が100人以下の民間企業等にあっては努力義務



用語	説明
人材シェアリング	別名「在籍型出向」。出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務すること。雇用の安定化や企業間における人材育成の効果が見込める。
性的マイノリティ（LGBT）	同性愛者・両性愛者・性同一性障害者等、人間の性にまつわる場面において、少数者となる人々の総称。また、LGBTは、「レズビアン（Lesbian・女性の同性愛者）」・「ゲイ（Gay・男性の同性愛者）」・「バイセクシュアル（Bisexual・両性愛者）」・「トランスジェンダー（Transgender・性同一性障害等）」の4つの内容の頭文字を取ったもの。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々な態様のものが含まれる。特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって、労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」がある。 2007年（平成19年）から改正男女雇用機会均等法の施行により、職場におけるセクハラについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となり、男性に対するセクハラも法律の対象とすることとなった。

## タ行

用語	説明
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。
男女雇用機会均等法	正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。1972年（昭和47年）に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、1985年（昭和60年）に制定された。労働者が性別により差別されることなく、かつ、女性労働者にあっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念としている。 1997年（平成9年）の改正では、セクハラ防止やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の創設等が加わり、2006年（平成18年）の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクハラ対策の義務化等が盛り込まれ、2007年（平成19年）4月に施行された。
デートDV	親密な関係にある交際相手からの暴力のこと。DVは、配偶者やパートナー等の男女間に起こる暴力をいうが、高校生や大学生等の若者の間にも同様の問題が生じている。

用語	説明
デジタル人材	最先端のデジタル技術を活用して、企業に新たな価値を提供できる人材のこと。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者やパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声でどなる、無視するといった「精神的暴力」、性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」も暴力に含まれる。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（「DV防止法」）では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。

## ナ行

用語	説明
ニート	就業（家事手伝いを含む）、就学をせず、また、就労に向けた具体的な活動を行っていない人のこと。

## ハ行

用語	説明
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、2001年（平成13年）に公布、一部施行され、2002年（平成14年）4月に全面施行された。 2004年（平成16年）の改正では保護命令の拡充等が盛り込まれ、2007年（平成19年）の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされた。2014年（平成26年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされた。
配偶者暴力相談支援センター	「DV防止法」に基づいて、DVに関する相談、カウンセリング、被害者の一時保護等を行うほか、自立支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う。都道府県は、婦人相談所その他適切な施設においてその機能を果たすものとされ、2007年（平成19年）の改正により、市町村が設置する適切な施設においてもその機能を果たすようにすることが努力義務とされた。
フリーター	正社員以外のアルバイト、パートタイマー、派遣等、非正規雇用形態により生計を立てている人のこと。

## マ行

---

用語	説明
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力，メディアにアクセスし，活用する能力，メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## ラ行

---

用語	説明
ライフステージ	乳児期・幼児期・学童期・思春期・成人期・高齢期等，人の一生をいくつかに分けて考えたそれぞれの段階のこと。
リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも，それぞれのタイミングで学び，学び直し，仕事と教育を繰り返すこと。
リスキリング	職業能力の再開発，再教育のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で，女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には，いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由，安全で満足のある性生活，安全な妊娠・出産，子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また，思春期や更年期における健康上の問題等，生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

## ワ行

---

用語	説明
ワンストップ・サービス	複数の手続を，一つの窓口で行えるようにすること。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。だれもが人生の各段階において，仕事，家庭生活，地域生活，個人の自己啓発等，様々な活動について，自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



一人一人が尊重され、  
個性と能力を生かせるまち



## 福山市男女共同参画基本計画(第5次)

発行年月/ 2023年(令和5年)4月

発行/福山市

編集/福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

電話 084-928-1235 FAX 084-928-1229